

名勝錦帯橋保存管理計画書

平成 20 年 3 月

岩 国 市



錦帯橋上流側遠景（錦城橋より見る）

序 文

世界に類のない構造を持つ錦帯橋誕生の背景には、関が原の合戦後の新たな戦禍を予感させる特殊な時代背景や、関が原の戦いにおいて、宗家である毛利家の安泰を願い徳川家康と結んだ密約を、反故にされたことによる不信感などから、吉川広家が防御主体の特殊な土地利用を行なったことにあります。

藩主や上級武士が住む横山を政庁の中心地とし、錦川を挟む対岸の錦見には中・下級武士を住まわせるという町割当初より、両地域を結ぶ橋は城門橋としての役割を持っていたため、洪水で流失するたびに架橋する必要があり、流されない橋が切望されていました。

三代藩主となる吉川広嘉は、父広正が架けた橋が流失し落胆する姿を見て、流されない橋を架けることを誓います。寛文5年（1665）年2月、正式に家督を相続した広嘉は、藩内に橋建設の部署を設置し流されない橋の研究を進め、8年後の延宝元年（1673）10月、稀代な名橋が誕生します。

大正11年（1922）3月に、史蹟名勝天然記念物保存法により錦帯橋及びその上下流60間が名勝に指定され、昭和18年（1943）8月に区域の追加指定、昭和25年（1950）5月には文化財保護法に基づく名勝となりました。

錦帯橋は、創建時の意匠を殆んど変えることなく技術的な改良が加えられ、現在まで大切に護られている世界に類のない技術遺産であります。この遺産を将来に適切に保存・継承していくために、関係者のご協力を得て、保存管理計画を策定いたしました。この計画が今後の名勝地の保護と、より良い景観形成、また架橋技術の伝承に寄与することを願っています。

本保存管理計画の策定にあたっては、多大なるご指導を頂いた文化庁、山口県教育委員会、また策定委員会に参画いただきました委員長、委員、関係者各位に対し、心から敬意と感謝を申し上げます。

平成20年3月

岩国市長 福田良彦

例 言

1. 本書は、名勝錦帯橋の保存管理計画書である。
2. 本保存管理計画の策定は、平成 19 年度において、岩国市単独事業として実施した。
3. 本保存管理計画は、岩国市が平成 19 年度に設置した「名勝錦帯橋保存管理計画策定委員会」による協議によりとりまとめられたものである。
4. 本保存管理計画の策定に係る事務は、岩国市農林経済部観光課世界遺産推進担当が担当し、関連業務を株式会社プレック研究所に委託した。

名勝錦帯橋保存管理計画書目次

第1章 保存管理計画策定の目的	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の目的と位置づけ	1
3. 委員会の設置	1
第2章 名勝錦帯橋の概要	3
1. 指定の経緯	3
(1) 指定の経緯	3
(2) 指定の範囲等（官報告示）	3
(3) 指定理由	4
2. 管理主体	5
3. 沿革と特徴	5
(1) 錦帯橋架橋の背景	5
(2) 錦帯橋の建設	6
(3) 技術と管理体制の伝承	7
(4) 架橋用材の調達	8
(5) 錦帯橋の構造形式	9
4. 指定地及び周辺地域の現状	12
(1) 指定地の現状	12
(2) 周辺地域の現状	18
第3章 保存管理の基本的な考え方	28
1. 名勝の本質的価値	28
(1) 名勝の歴史的位置づけ	28
(2) 現在の状況	28
(3) 名勝の本質的価値	29
2. 保存管理の基本的な考え方	29
第4章 保存管理	30
1. 保存管理の基本方針	30
2. 構成要素	30
3. 地区設定と保存管理	31
(1) 地区設定と保存管理の基本的な考え方	31
(2) 保存管理の方法	35
4. 現状変更などの取扱基準	38
(1) 法的な管理に基づく申請・許可の内容	38
(2) 現状変更の考え方	39
(3) 現状変更の基準	41
5. 周辺環境の保全	46

第5章 整備活用	47
1. 整備活用の基本方針	47
2. 整備活用の方法	47
(1) 名勝の積極的な公開・活用の推進	47
(2) 来訪者の便益等に資する活用整備の推進	47
(3) 地域と連携した普及・啓発と活用の推進	48
第6章 管理・運営及び体制整備	49
1. 管理・運営及び体制整備の基本方針	49
2. 体制整備のあり方	49
附属資料	
1. 錦帯橋（第3橋）からの眺望写真	資1
2. 錦帯橋普請関係詳細年表	資2
3. 錦帯橋の変遷	資4
4. 江戸時代に描かれた絵図	資5
5. 平成の架け替え竣工図	資6
6. 錦帯橋の今後の架け替え方針	資7
7. 文化財保護法等に関する規定	資8
8. 参考文献・資料	資11

第1章 保存管理計画策定の目的

1. 計画策定の背景

錦帯橋は、延宝元年（1673）に創建された迫持式アーチ桁の構造を有する5連の木造橋であり、その架橋の技術や構造は、世界的にも類をみない特徴的なものである。

この錦帯橋独自の構造形式は、創建から今日までの300年以上にわたって、架け替えを繰り返すことで、卓越した架橋技術や管理方法を育みながら世紀を超えて現在まで継承されてきた。

名勝等については、それを適切に保存し、確実に後世に継承していくため、保存管理計画の策定が求められているが、錦帯橋は、大正11年（1922）3月8日に名勝に指定されて以降、計画が定められていなかった。

現在、名勝錦帯橋は、岩国市のみならず山口県を代表する観光資源としても重要な役割を果たしているが、その歴史的価値を適切に保存し後世に継承していくとともに、有効な活用が図られるよう、保存管理計画を策定することとしたものである。

2. 計画の目的と位置づけ

本保存管理計画は、国指定名勝錦帯橋を適切に保存管理し、その価値を後世に継承するとともに、より多くの市民や来訪者、関係者等が理解し、活用できることを目的に策定するものである。

本計画は、国指定名勝錦帯橋の歴史及び現状を整理し、名勝の本質的価値と構成要素の明確化、名勝を保存管理していくための基本方針や方法、現状変更などの取扱基準、整備活用、管理・運営等の基本的な考え方等を示したものであり、今後の文化財行政上の指針として位置づけられるものである。

3. 委員会の設置

本保存管理計画の策定にあたり、「名勝錦帯橋保存管理計画策定委員会設置要綱」を定め、学識経験者等で構成される「名勝錦帯橋保存管理計画策定委員会」を設置し、検討を行った。

委員等の構成と委員会開催経緯は次のとおりである。

表1-1 名勝錦帯橋保存管理計画策定委員会名簿（五十音順、敬称略）

役職名	氏 名	所 属	専門分野等
委 員	上村 信行	広島大学環境安全センター助教	都市計画
委 員	亀井 昭三	錦川漁業協同組合代表理事組合長	
委 員	中村 昇	林野庁山口森林管理事務所	
委 員	松本 弘	山口県教育委員会社会教育・文化財課長	
会 長	三浦 肇	山口大学名誉教授	名勝
会長代理	依田 照彦	早稲田大学創造理工学部教授	橋梁工学
委 員	米重 良治	岩国市観光協会事務局長	
助言者	中島 義晴	文化庁文化財部記念物課文部科学技官	

表1-2 委員会開催の経緯

回 数	日 時	議 事 等
第1回	平成19年11月30日 14:00～16:00	①「名勝錦帯橋保存管理計画」の概要について ②名勝及び周辺地域の現状と課題について
第2回	平成20年1月26日 15:30～17:00	①保存管理の基本的な考え方について ②保存管理（案）について
第3回	平成20年3月3日 14:00～16:00	①整備活用について ②管理・運営及び体制整備について ③「名勝錦帯橋保存管理計画書（案）」について

名勝錦帯橋保存管理計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 名勝錦帯橋の保存管理計画の策定について検討するため、名勝錦帯橋保存管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験者 3人以内
- (2) 関係行政機関の職員 5人以内
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者 7人以内

(任期)

第3条 委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第6条 会長は、委員会で検討した結果について、市長に報告するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、観光課世界遺産推進担当において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月12日から施行する。

第2章 名勝錦帯橋の概要

1. 指定の経緯

(1) 名勝指定の経緯

錦帯橋は、大正11年(1922)3月8日に史蹟名勝天然記念物保存法によって名勝に指定され、昭和18年(1943)8月24日に区域の追加指定がなされた。その後、昭和25年(1950)の文化財保護法施行に伴い改めて名勝に指定された。

(2) 指定の範囲等(官報告示)

①大正11年当初指定時

官報 第二八七七號 大正十一年三月八日

○内務省告示第四十九號

史蹟名勝天然記念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス

大正十一年三月八日 内務大臣 床次竹二郎

名勝 錦帯橋

県 山口

郡 玖珂

村 岩国町

大字

区域 橋梁、橋梁の上下流各六十間以内の川敷及国有川沿地

橋東道路敷四十七坪七合

橋西道路敷四十坪七合

②昭和18年追加指定時

官報 第四九八五號 昭和十八年八月二十四日

○文部省告示第七百二十七號

大正十一年内務省告示第四十九号ヲ以テ指定シタル名勝錦帯橋ノ地域ニ左記地域ヲ追加ス

昭和十八年八月二十四日 文部大臣 子爵 岡部 長景

地名 山口県岩国市大字横山字蓼原

地域 自六〇七番至六一五番、六一六番ノ一、同番ノ二、六一七番、六一八番、自六二一番至六四〇番、六四一番ノ一、同番ノ二、自六四二番至六五五番、同番ノ一、六五六番、六五七番、六五八番ノ一、同番ノ二

地名 山口県岩国市大字横山字大川端

地域 四〇番ノ一、四三番の1、四四番ノ一、四五番ノ五、四六番ノ一、自四七番至四九番、五〇番ノ一、同番ノ三、自五三番至五五番、五六番ノ一、同番ノ二、五七番ノ一、五九番ノ一、自六〇番至六四番、六五番ノ一、七二番ノ一、七三番、七四番、七五番ノ一

錦帯橋橋梁ノ上下流各六〇間ノ地點ヨリ上流三五〇間下流二三〇間以内ニ於ケル堤塘敷及河川敷

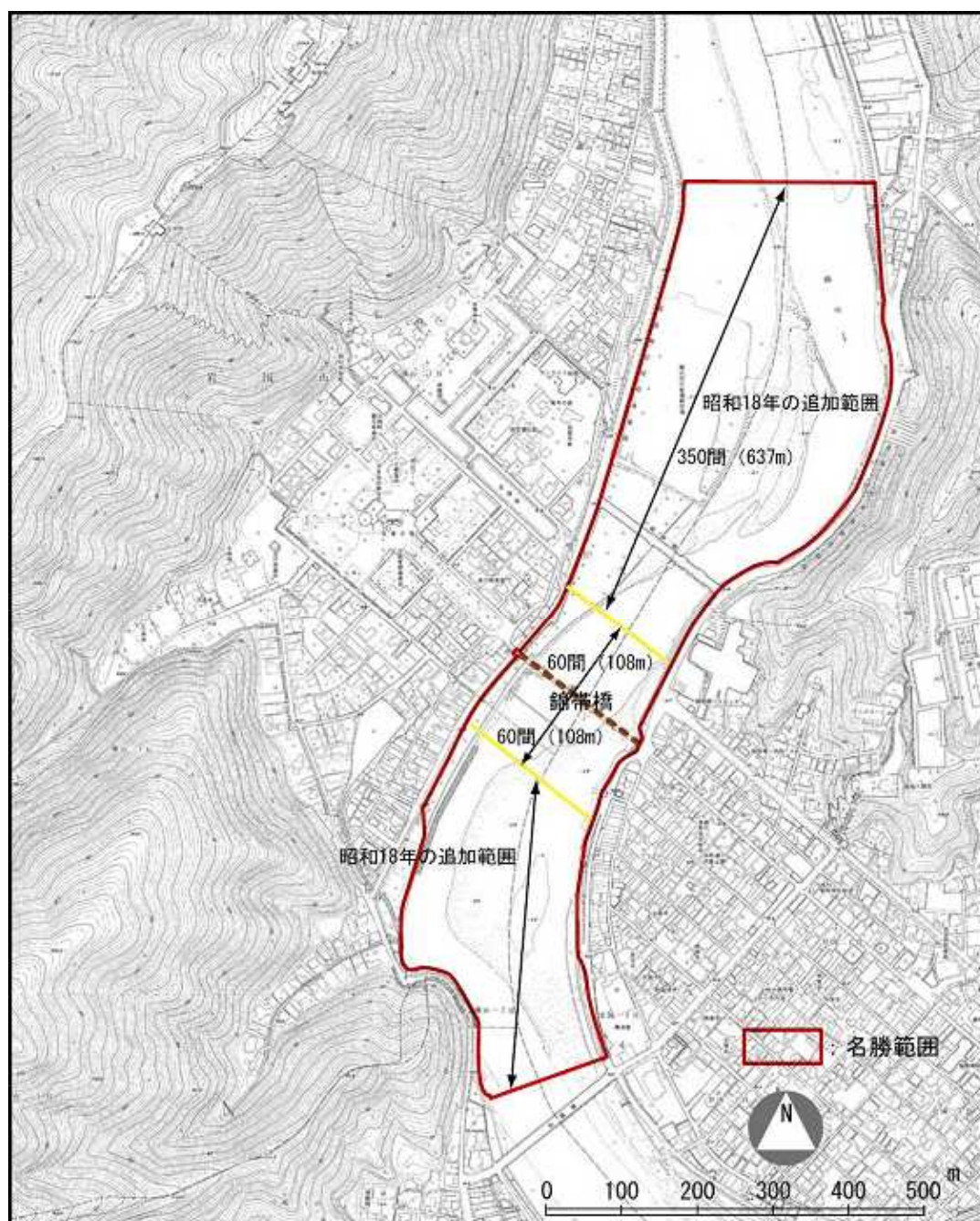


図2-1 名勝範囲図

(3) 指定理由

①指定基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年（1951）文化財保護委員会告示第2号）名勝の部二（橋梁・築堤）による。

②指定説明

穹窿形ノ奇構ヲ以テ古ニ著ハル五個ノ弯曲セル木橋ヨリ成リ延長約百二十五間上下流ノ河底ニハ各約六十間ノ石甃ヲ敷キ四個ノ石造橋脚ヲ設ケ両端ノ二橋ニハ柱橋アルモ中ノ三橋ニハ之ヲ用ヒ弯曲ノ度少シク強シ延寶年中ノ創設ニ係リ尔来数々損傷ヲ修メテ舊形ヲ今ニ存ス

2. 管理主体

名勝指定地内には、中核資産である錦帯橋の他、高水敷部の運動広場等の施設が設置されている。各施設の管理主体は、次表に示すとおりである。

表2-1 指定地内施設の管理主体

施設名	管理主体
錦帯橋	岩国市観光課
錦城橋および河川施設（護岸等）	山口県河川課・岩国土木建築事務所（維持管理課管理班）
横山河川敷運動広場	岩国市教育委員会スポーツ振興課
うかい広場※	岩国市観光課
桜並木※	岩国市観光課
下河原観光客駐車場	（社）岩国市観光協会

※山口県河川管理者と岩国市が維持管理契約書を交わしている。

＜備考：各種手続きに係る窓口＞

- 名勝指定地内の現状変更に係る手続きの窓口：岩国市教育委員会文化財保護課
- 河川使用に関する手続きの窓口：山口県河川課・岩国土木建築事務所（維持管理課管理班）
- 風致地区内における各種手続きに関する窓口：岩国市開発指導課

3. 沿革と特徴

本名勝の中核をなす錦帯橋の歴史的な沿革と特徴を以下に整理する。

(1) 錦帯橋架橋の背景

①特徴的な城下町の町割

慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いにおいて敗れた西軍の総大将であった毛利輝元に対し、徳川家康は吉川広家が懇願していた毛利家宗家の存続を受け入れ、輝元に対し防長2国（周防・長門）約30万石与え、同時に広家には輝元から周防東部（現在の岩国市）が与えられた。

広家は翌慶長6年（1601）から城下町の築造に着手した。山陽道が一望できる横山（城山）の山頂に城を築き（一国一城の令により元和元年（1615）破却）、山を包むように流れる錦川を天然の外堀とした防御を主とする形態であった。横山の地では、山麓に藩主の居館である御土居を築き、諸役所を設けて、周囲に上級の家臣団を中心に住まわせた。川幅約200mの錦川を挟んだ対岸の錦見の地に、中下級の家臣団の屋敷地や町屋が置かれた。

このような町割は、広家が関ヶ原の合戦直後の不安定な時勢や徳川家との再戦の可能性を強く意識して計画されたものである。



図2-2 岩国領全図（部分）：慶応2年（1866）

防御を主体とし、城下を二分する町割を行ったことにより、統治の必要上、横山・錦見兩岸を結ぶ橋が必要となった。城下町が計画された時にはその架橋位置も決められていた。現存する資料で、橋の存在が確認できるのは、寛永16年（1639）に出された布令で、「横山橋を、不依多少、即時つくろひ可申候事（橋が損傷すれば即時修理を行うこと）」「河狩之者など橋之下にて火焼せ申間敷候事（橋の下では火を焚いてはならない）」、「橋柱に舟筏一切つながせ申間敷候事（橋柱には船を一切繋がせてはいけない）」などである。寛永年間の橋は頑丈な造りではなかったと考えられ、程なく流失したらしく、渡船による往来が長く続いた。

出水により川が氾濫すると渡船は危険となり、往来が途絶することとなるが、このような状態が続くと、城下町は錦川で二分され、統治が中断されることにもなりかねない。「岩国沿革志」に「此川暴雨洪水ノ時、

第2章 名勝錦帯橋の概要

横山錦見ノ間渡舟ヲ断ズル數日、諸子集居隔絶、警備ノ道ヲ失フ。公深ク以テ憂トス。然ドモ急流箭ノ如ク橋ヲ架設シ難シ（この川が洪水の時は船で渡れない日が数日続き、家臣が集うこともできず、警備もできない状態である。領主はこのような状態を憂慮されている。しかし、急流のため橋を架けることは難しい）とあるように、洪水でも流失しない橋の架橋が必要となった。

②流されない橋の研究

岩国藩では第三代藩主吉川広嘉自らが技術者に指図して洪水で流されない橋の研究が始められたと考えられる。朱子学者玉乃九華の記した「錦帯橋記」に、「延宝中、吾が先君巧思有り、口づから工人に命じ、飛橋を建つ」とあるように、広嘉自ら反橋で流されない橋を架設することを決め、近習の中の有能な技術者に創意工夫させ、その実現に努めたことが読み取れる。

橋脚を立てる必要のない刎橋は、当時既に存在していた（甲州の猿橋、萩城の平安橋等）。また、当時の岩国の技術者が見ることのできる可能性のあった中国の橋の資料をあげると、「庇水燕談録」、「清明上河図」があげられ、大きな石を積みあげ、これに幾十もの大きな桁を結びつけて造ったという虹橋が描かれている。この橋の組み方は、今も中国の浙江省温州市泰順県に数多く残っている廊橋（文興橋・三条橋など四十橋前後現存）に受け継がれている。

このような刎橋構造やアーチ形の虹橋などを参考となり、これらの技術を応用した独特の形状を持ったアーチが考案されたと考えられるが、200m近い川幅を有する錦川への架橋は不可能であった。

しかしながら、広嘉は自身の病氣治療のために出会った明の帰化僧独立が持参した「西湖遊覧誌」に描かれていた6連の石橋アーチ橋に着想を得て、錦川に小島のような頑強な橋脚を造り、そこにアーチ橋を架けるという解決策を思いついたと考えられる。広嘉は独立の了解を得て写本を作っているが、写本の一巻目の最初に、独立自筆の題辭が8頁にわたって記されている。その中に「居士見図擊案大喜、合得会心奇処」と書かれている。すなわち、この西湖の図を見て、「思わず机をたたいて会心の奇所を得た」とある。



図2-3 「西湖遊覧誌」に描かれている絵図（写本）：寛文4年（1664）

（2）錦帯橋の建設

広嘉は錦川に4基の石積橋脚を造ってその間に橋を架け、各橋の径間距離を短くするという構想を得た。

工事は、延宝元年（1673）に開始された。石は山北・鳴子岩・大内迫・中津で採取された。橋脚の築造と同時に橋体の普請も進められた。用材は、草槓が橋敷板・柱（橋杭か）・梁ノ鼻十ヶ板（梁鼻隠か）用に32丁と幅3尺×長2間半の板。草槓以外にも松の桁材が1,089本、橋敷板用に梅の平物が19丁を倉谷山・阿品山・御城山・広瀬の木谷から切り出しているが、元禄12年（1699）の古図面で、日向から樺や松が購入されたことが分かるように、創建時も領外から一部の用材を購入した可能性がある。

流失しない橋を造るには、どんな洪水にも崩壊しない橋脚を築くことが必要であったことから基礎工事には特に念を入れ、2～2.7m河床下に松の生木で編木（亀の甲形に杵を作り、つなぎの箇所に入り込み穴をあけ、止め栓でつないで組む）を作り、この上に石垣を組み橋脚を築きあげていった。特に河床下の石垣の根

石や築石には控えの長いものが使用された。橋脚内は栗石と粘土を混ぜて詰め込み、石垣の目地は叩き土を用いて雨水が外から入るのを防ごうとした。橋脚の両先端部は特に大きな石を使用し、各合端は鉛で被覆した鉄の千切で固定した。

橋脚の中には、長軸に沿って厚45cm、幅約1mの5本の隔石（1～3番桁尻の当たる縦溝が両面に彫られている）が埋め込まれた。隔石に桁尻を当てると、5列の拱肋間に振留石を詰め込み、それらの上に大きな平石を2～4枚置いて桁尻の押さえとし、その上を赤土で固め、更に漆喰で叩き締めて雨水の侵入を防いだ。

同年10月1日夜に錦帯橋は完成し、10月3日より橋の往来が始まった。しかしこの橋は翌延宝2年5月28日に洪水で流失してしまった。横山側の三つの橋脚が壊れて三つの反橋が落ち、両側の柱橋は残った。橋脚の周囲が洗掘されて崩壊したためであったと考えられる。そこで対策として、橋脚近くの河床は特に大きな石で敷き、橋脚周囲を盛り上げて強固にした。

再建は延宝2年（1674）6月1日に普請が始められ、10月25日に完了し、11月3日の吉日を選んで渡り初めが行われた。

なお、城門橋としての機能を有することから、創建から約190年間は家臣や許可を得た他藩の武士或いは一部の商人のみが渡れる橋であった。一般の人々に渡橋が許されたのは明治以降である。

（3）技術と管理体制の伝承

①架橋技術の伝承

錦帯橋は、創建から334年間、その必要性から安全性を重視して架け替えを繰り返すことで、卓越した架橋技術を育みながら世紀を超えて現在まで継承されてきた。

創建から現在までの架け替え回数は、第1橋が12回、第2橋が15回、第3橋が16回、第4橋が18回、第5橋が11回となっている（表2-2参照。詳細は附属資料2、錦帯橋普請関係詳細年表参照）。

第1橋、第5橋は支持柱を有する桁橋であることからアーチ橋3橋に比べ架け替え回数が少なくなっている。

創建から現在までの年数を架け替え回数で除すると、桁橋が約30年、アーチ橋が約20年ごとに架け替えが行われていることになるが、表2-2のように同時に架け替えを行うことは少なく、アーチ橋の場合は1年或いは数年の間隔で実施されている。

また、錦帯橋の架橋技術は一子相伝といわれており、携わった棟梁名をみても、そのことがうかがわれる。

②管理体制の伝承

錦帯橋は、創建翌年の洪水で流出したが、流出の原因である河床洗掘対策として、橋脚周囲に敷石を施し強化を行が行われたが、この敷石については、安永2年（1773）に錦帯橋上下流20間において漁獵を禁止する布令を出すなど、細心の注意が払われた。

また、江戸期には次のような橋の架け替え・補修のための仕組みも整備された。

- ・橋催相（はしもやい）：架け替え・改修費用を藩内の武士から農民までの全階級から徴収するもので、再建翌年の延宝3年（1675）から始められた。武士は石高10石につき1人役、屋敷1軒につき1人役であった。
- ・橋出米（はしだしまい）：恒常的な税金として徴収されるもので、延宝6年（1678）から廃藩置県（明治4年（1871））まで続けられた。町方は、表家は間口1間につき米5合、横借屋と柳井津町・玖珂町は間口2間につき米7合5勺、家中と寺社は知行高10石につき米7合5勺と、別に屋敷を持つ者は軒別米7合5勺、在方は軒別米7合5勺を課した。さらに、橋の両側には橋守を置き、日々の保守管理が行われていた。

明治28年（1895）には、「錦帯橋保存会」が設置され、架け替えの資金とするため、一般からの基金を募集している。明治42年（1909）には、錦帯橋のみならず周辺景観の修景も兼ねた「財団法人岩国保勝会*」が設置された。昭和41年（1966）4月からは、将来の架け替えに備え、渡橋者からの料金を徴収し錦帯橋管理財源の確保を進めている。

表2-2 錦帯橋架け替え年表

年(竣工年)	西暦	工 事 内 容					大工棟梁及び副棟梁(脇棟梁)
		第1橋	第2橋	第3橋	第4橋	第5橋	
延宝元	1673	○	○	○	○	○	児玉九郎右衛門 佐伯安右衛門
延宝2	1674	○	○	○	○	○	児玉九郎右衛門 佐伯安右衛門 佐伯八郎右衛門
天和3	1683		○	○	○		児玉九郎右衛門 佐伯安右衛門
元禄7	1694	○					大屋嘉左衛門
元禄12	1699		○	○	○		大屋嘉左衛門
元禄16	1703	○				○	大屋嘉左衛門
正徳4	1714		○	○	○		大屋嘉左衛門
元文2	1737	○				○	佐伯六郎右衛門
元文5	1740				○		佐伯六郎右衛門 細矢七右衛門 佐伯平右衛門
寛保元	1741		○	○			佐伯六郎右衛門 細矢七右衛門 大屋幾右衛門
延享元	1744	○					長谷川十右衛門 大屋市右衛門 大屋清左衛門
宝暦6	1756					○	長谷川十右衛門
宝暦10	1760				○		長谷川十右衛門 原 神兵衛 大屋幾右衛門
宝暦13	1763	○					佐伯九兵衛 大屋又右衛門
明和元	1764		○				大屋市右衛門 原 神兵衛
明和2	1765			○			大屋市右衛門 原 神兵衛
安永7	1778	○			○		大屋四郎兵衛 佐伯市右衛門 長谷川文右衛門
安永8	1779		○				細矢源兵衛 大屋清左衛門 長谷川文右衛門
天明2	1782			○			大屋市右衛門 大屋清左衛門
寛政8	1796				○		原 久右衛門 大屋慶之允
享和元	1801		○				原 久右衛門 大屋敬蔵 児玉宇兵衛
文化3	1806			○			原 久右衛門
文化8	1811				○	○	原 久右衛門 大屋敬蔵
文政9	1826			○			細矢七右衛門 大屋権左衛門 佐伯清三郎
文政10	1827		○				大屋権左衛門 佐伯清三郎 長谷川傳平
文政11	1828				○		大屋権左衛門 佐伯清三郎 大屋清八郎
天保12	1841	○					大屋権左衛門
弘化2	1845				○		大屋権左衛門 大屋鍋次郎
嘉永元	1848			○			大屋鍋次郎 児玉品次
安政5	1858				○		大屋亦右衛門 佐伯繁弥
安政6	1859		○				大屋亦右衛門
明治元	1868			○			児玉宇平治 原 静太郎
明治4	1871				○		大屋薫太郎 児玉宇平治 原 静太郎
明治28	1895			○			上原伸助 富永忠吉
明治30	1897		○				上原伸助 富永忠吉
明治31	1898				○	○	上原伸助 富永忠吉
昭和4	1929				○	○	星出滝槌 藤本清次 海老崎桑次郎
昭和9	1934	○	○	○			星出滝槌 藤本清次 海老崎桑次郎
昭和27	1952	○	○	○	○	○	片倉寅吉 篠原経一 海老崎桑次郎
平成14	2003			○			海老崎桑次 中村雅一 中川睦雄
平成15	2004				○	○	海老崎桑次 中村雅一 藤兼敏生
平成16	2005	○	○				海老崎桑次 中村雅一 沖川公彦
合 計		12	15	16	18	11	

※ ○印は架け替えが行われた橋。
 ※ 色付部分は図面が残されている。

※：財団法人岩国保勝会

①会の歴史

- ・明治42年(1909)2月19日設立。
- ・大正元年(1912)10月19日、文部大臣の認可を得て財団法人となる。
- ・昭和41年(1966)2月6日に解散し、同年3月28日に岩国市観光協会に吸収。

②会の目的

- ・「錦帯橋の保護を中心として岩国の風致保存に努める。」

③会の事業

- ・明治43年(1910)3月、桜の苗木1,000本を植樹。
- ・昭和8年(1933)3月、横山堤防に染井吉野500本植樹。
- ・昭和26年(1951)、城山城址の開発(登山道路の整備、展望所・休憩所の設置)を行う。

(4) 架橋用材の調達

①江戸期

錦帯橋の架橋用材は、創建時には岩国藩内において調達されたと考えられるが、元禄12年(1699)の架け替え時には大部分のアカマツやケヤキなどは日向(現在の宮崎県)から買い入れ、その他の材は藩内で調達している。

その後、古文書に藩外からの木材の調達を行っていた記録があるが、錦帯橋用材と明記されていない。錦川流域は豊富な山林を有し、現在においても良材を供給していることから、錦帯橋用材のほとんどは、藩内から調達していたと考えられる。また、寛保2年(1742)や1780年代から1850年にかけて御建山(官有林)に植林を行った記録もある。

橋脚の石垣や基礎の根固め等に用いられた石材(花崗岩)は、岩国山から切り出された石材が用いられた。その他川下で採掘した石、城下町の築館に用いた石材の残りなども使用したといわれている。

また、河床敷石は岩国産の頁岩が用いられていた。

②昭和の再建時

昭和の再建時は、腐朽に強い心材(赤身)を用いるため大径木が必要となり、ヒノキ材は200年生から300年生が必要となることから長野県木曽町の国有林から製品材として調達している。

特に、昭和期は錦川流域の山林の濫伐・過伐が激しく、岩国地方では良材が手当てできず、さらには5つの橋全ての再建に必要な量の確保も困難であったため、岩国市外或いは県外から用材を調達する必要があった。

橋脚・橋台の化粧積石は、流出前の石材を集めて使用し、不足分は広島県の倉橋島産の石材を補足した。橋脚・橋台の天端敷石や笠石及び橋杭受石は、錦見側橋台天端敷石を除き倉橋島産の新石を充当し、河床敷石等は岩国山から切り出した石材を使用した。

③平成の架け替え時

昭和の再建時と同様、製品材として調達している。ヒノキ材は長野県木曽町、ヒバ材が青森県下北半島の各国有林から、その他の材は本州、九州地方の民有林から調達している。

石材については、市内産の調達が困難であったことから、周南市大津島産の花崗岩を用いた。

(5) 錦帯橋の構造形式

錦帯橋は、中央3連がアーチ橋、両サイドの橋は反りを持つ桁橋構造の5連の木造橋である。創建時の規模は、全長195.7m、幅員5.0mの木造橋で、アーチ橋の径間は第1橋が37.09m、第2橋が34.98m、第3橋が35.10m、第4橋が35.61m、第5橋が34.79mであった(大正図による)。

アーチ橋の構造は、左右の橋脚を起点に橋桁の1番桁から11番桁まで順次勾配を緩めながら桁鼻を迫り出し、それぞれ両側から伸びてきた9番桁鼻間に大棟木、10番桁鼻間に小棟木を入れる。桁尻は1番桁から4番桁までは橋脚内に取り付けられた沓鉄に差し込み、5番桁以降は桁尻を迫り出していく。2番桁から9番桁までのそれぞれの桁間に楔を入れて緩やかなアーチを形成し、上に重なる桁の約1/3を迫り出しながら組み上げ、こうして組まれた桁を巻金といわれる帯鉄で束ねてアーチリブ(拱肋)を構成している。

この構造形式は、現在の集成材アーチの原形ともいえ、世界に存在する木造橋には見られず、世界で唯一錦帯橋だけがもつ独特の構造形式である。



図2-4「元禄十二年反橋図」(現存する最古の構造図): 元禄12年(1699)

第2章 名勝錦帯橋の概要

なお、基本となる桁構造に変化はないが、その後次のような改良・変更が施された。

- ・創建から10年後の天和2年(1682)に、鞍木・助木という独自の補強部材が考案され、天和3年(1683)年の架け替えで桁組の側面に設けられた。(写真2-1)
- ・元禄12年(1699)に石組橋橋脚天端からの雨水侵入を防ぐため、亀甲石を取り付けた。(写真2-2)
- ・宝永4年(1707)には、段坂(階段部分の敷板)の接合方式が、相欠き方式から水返し実付羽重ね矧方式となった。(図2-5)
- ・寛保元年(1741)には、腐朽対策として高欄親柱の頭に銅板製の親柱笠木を乗せている。(写真2-3、図2-6)
- ・寛政8年(1796)には、腐朽対策として高欄土台と橋板の間に隙間を設ける台木(枕木)が取り付けられた。(写真2-4)
- ・大正8年(1919)の橋板・高欄取替時に、高欄の形式が擬宝珠高欄に変更された。(写真2-5)
- ・昭和26年(1951)から始まった昭和の架け替えでは、洪水時の安定性を高めるため中央の2橋脚の高さを創建時より1m高くするとともに、それまで橋に対して直角ではなかった橋脚(図2-7)を、橋に対して90°とした。これによって、現在の規模(全長193.3m、幅員5.0m、アーチ径間35.1m)となった。また、高欄の形式が擬宝珠式から大正8年以前の形に復元された。

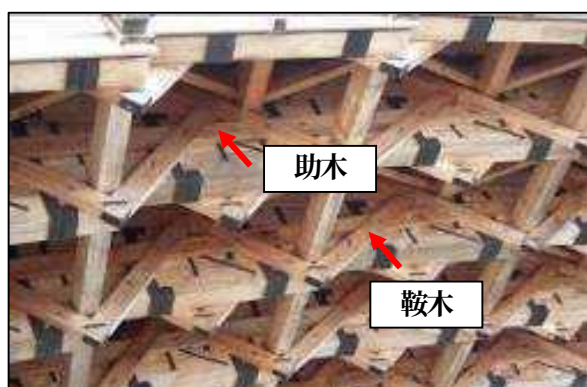


写真2-1 鞍木・助木

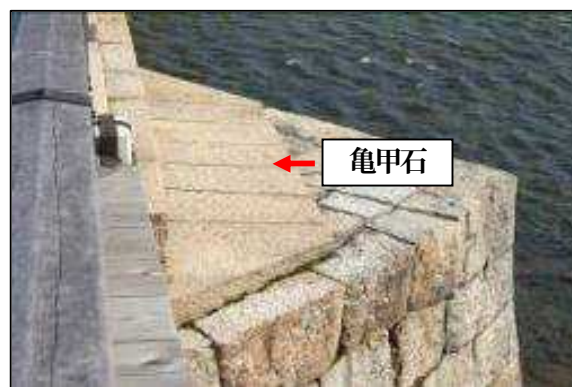


写真2-2 亀甲石



写真2-3 親柱笠木



写真2-4 枕木



写真2-5 大正8年（1919）に設けられた擬宝珠高欄

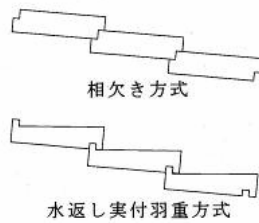


図2-5 橋板の継目方式の変遷

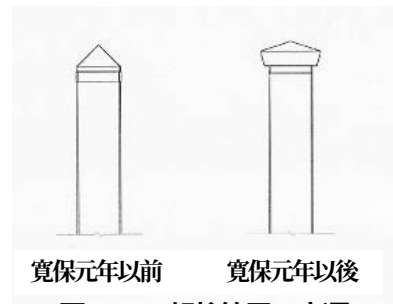


図2-6 親柱笠置の変遷

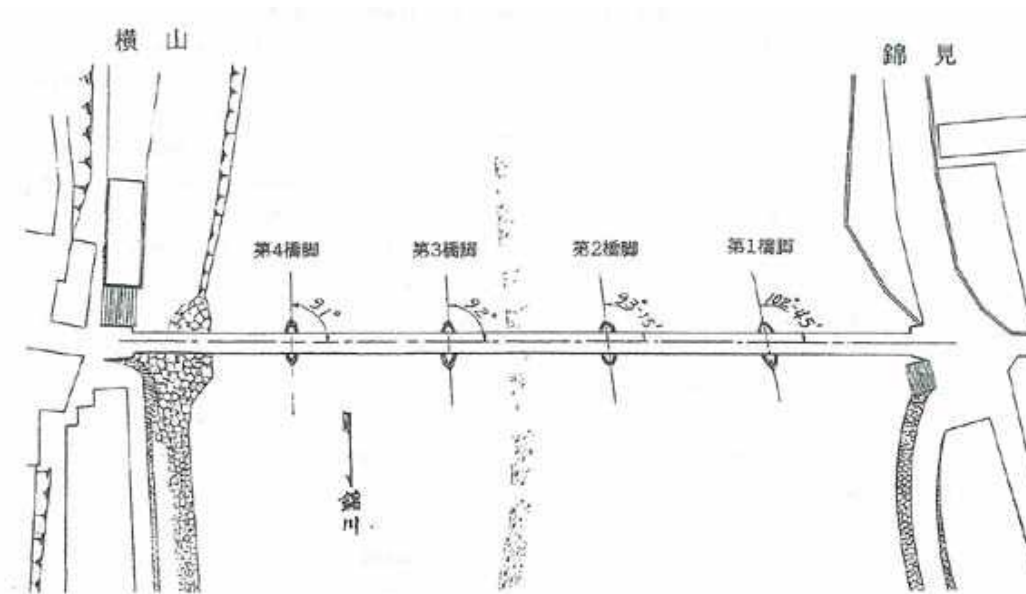


図2-7 昭和流出以前の橋脚の振れ
(「錦帯橋の沿革と構造」より転載)

4. 指定地及び周辺地域の現況

(1) 指定地の現況

① 錦帯橋

錦帯橋は、本名勝の中核要素である。

平成13年(2002)12月から平成16年(2005)3月にかけて、昭和の再建(昭和28年(1953)完了)以来約50年ぶりとなる「平成の架け替え」が行われた。この架け替えでは、現錦帯橋の木造部分(橋脚部分は除く)を現橋の形・構造通りに原形修復が行われた。

なお、平成の架け替えでは、利用上の安全性や利便性向上の観点から、錦見側、横山側の入口において階段や橋台の改良が行われた。これにより、これまで仮設的な扱いであった料金所が常設の施設として整備された。

なお、錦帯橋直下に敷設された敷石は、当初はやや黒みがかかった岩国産の頁岩が用いられていたが、昭和55年(1980)以降の改修・補修では、広島県産の花崗岩(約50cm×50cm/1個)が主に用いられている。

また、錦帯橋は岩国市の主要な観光資源でもあり、平成18年(2006)度の渡河数は685,682人で岩国市を訪れた観光客(2,450,000人)の約28%を占めている。



写真2-6 錦帯橋



写真2-7 敷石



写真2-8 錦見側入口



写真2-9 横山側入口



写真2-10 錦見側階段

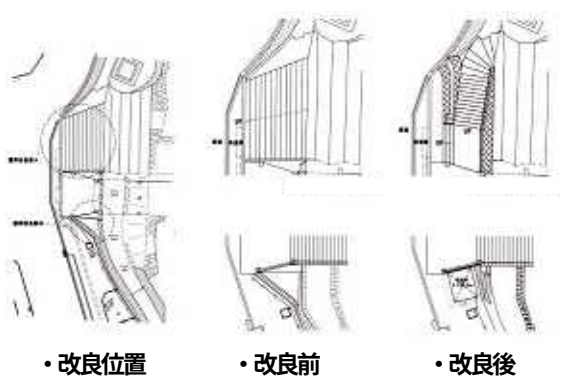


図2-8 錦見側階段等改良図

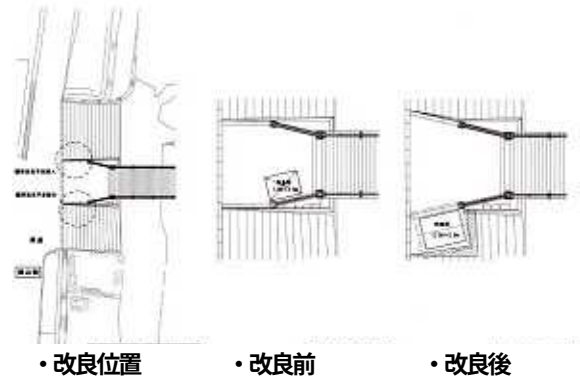


図2-9 横山側階段等改良図

②錦川

錦川は錦帯橋と一体となって、趣のある河川景観を構成する重要な要素となっており、河川敷では釣りや水遊びなどが行われている。

また、錦川の水は岩国市民の生活用水（A類型に指定）でもあり、近傍に位置する錦見浄水場取水口における水質調査結果をみると、大腸菌群数（1,000MNP/100ml 以下）を除く環境基準（水素イオン濃度、浮遊物質濃度、溶存酸素、生物化学的酸素要求量）を達成しており概ね良好な水質が保たれている。

錦帯橋下流部の河川敷の一部（約 2ha）は、昭和 52 年（1977）以降、観光客駐車場として占用利用されており、年間約 100,000 台程度の利用がある。特に舗装等はなされておらず、河川敷の砂利を敷きならし、区画の白線を引いたものである。維持管理のための整理料金は、観光バス 1,000 円・台（通年）、乗用車 200 円・台（3 月～5 月、9 月～11 月の土・日・祝以外は無料）である。観光資源としての錦帯橋へのアプローチ等を考慮すると、近隣に代替施設がなく、当面は現状維持とならざるを得ないが、錦帯橋直下に位置し錦帯橋および周辺からの視認性も高いため、名勝としての景観を阻害する要因の一つとなっている。

また、仮設的なものではあるが、主に駐車場利用の観光客を対象とした河原売店が 4 軒営まれている。河原売店は、3 月 1 日～5 月 31 日、梅雨明けから 1 月 8 日までが営業期間であり、大きさ約 47 m²（3 間×5 間）の可動式テントが用いられている。テントの色彩は、護岸擁壁と同系色のグレーであるが、原色（赤色、黄色）の幟旗や置き看板等が掲げられており、歴史的な景観を有すべき名勝地域においては必ずしも調和したものとはいえない。



写真2-11 錦川の流れ



写真2-12 観光客駐車場



写真2-13 河原売店

③交通施設（錦城橋）

錦城橋は、昭和40年（1965）に錦帯橋の上流約220m上流に架橋された橋梁（橋長201m：県道114号新岩国停車場線）である。

錦帯橋に隣接する橋であることを考慮した設計（欄干や照明の形状・色彩、アルコーブ設置等）がなされている。

国道2号線や岩国市街地からの名勝地域や横山地区へのアプローチとして、また地域の生活道路としての役割を果たしてしている。



写真2-14 錦城橋



写真2-15 照明



写真2-16 アルコーブと欄干



写真2-17 アルコーブから見た錦帯橋

④高水敷（利用施設）

ア．横山河川敷運動広場（イベント広場）

横山河川敷運動広場は、昭和52年（1977）に錦城橋の上流側の高水敷に整備された運動広場（面積約11,000㎡）である。付帯する施設として、駐車場、芝生広場、芝生階段スタンド、公衆便所（RC造）、用具倉庫等が設置されており、年間3万人程度の市民がサッカーやソフトボール等で活用している。また、イベント時には臨時駐車場としても利用されている。

なお、運動広場は山口県の「錦川ふるさとの川モデル事業」では「多目的イベント広場」として位置づけられている。



写真 2-18 横山河川敷運動広場



写真 2-19 臨時駐車場としての利用



写真 2-20 芝生階段スタンド



写真 2-21 公衆便所

イ. うかい広場

うかい広場は、平成6年（1994）年に山口県の「錦川ふるさとの川モデル事業」の一環として、錦帯橋と錦城橋の間の高水敷に整備された園地（面積約3,900㎡）である。サクラを主体とした既存樹木を保全しており、錦帯橋下流側につながるサクラの並木との連続感が保たれている。

錦川では毎年6月～8月に鵜飼いが行われており、それにちなんで「うかい広場」と命名された。錦帯橋下流側につながる桜並木と併せて、岩国市のみならず県内有数の桜の名所であり、春の花見のシーズンには多くの人々で賑わいをみせる。

錦帯橋の鵜飼いは約370年前（寛永年間）を起源とするといわれている。一時期途絶えていたが、昭和27年（1952）に復興再開された。伝統的な平底の木造船が使われており、錦帯橋の夏の風物詩となっている。

なお、うかい広場の護岸にはかつて護岸沿いの石積みに屋形船を留めるための杭が打っており、そこで近在の子供たちが釣りをしているのが風物詩であったが、現在では全て撤去されている。



写真 2-22 うかい広場



写真 2-23 うかい広場の桜並木

⑤樹木

ア. 錦帯橋右岸下流部の植栽木

錦帯橋の右岸下流部の高水敷には、サクラが数多く植栽され、うかい広場のサクラと併せて県内有数の花見の名所となっている。これらのサクラが植栽された時期の明確な記録は残されていないが、(財)岩国保勝会の諸記録簿によると昭和8年(1933)3月に横山堤防に染井吉野を500本植樹したという記録がある。また並木内には公衆便所が設置されている。

錦帯橋横山側入口には、マツが植栽され「槍倒しの松」と呼ばれている。この「槍倒しの松」の解説板によると、現在のマツは初代の松の実から自生した直系の松を昭和43年(1968)2月15日に三代目槍倒し松として吉香公園から移植したものである(樹齢300年、高さ14.5m)。また、かつてこの高水敷に立地していた家並み(河原町)は、昭和10年(1935)の河川改修で後背の堤防上に移されたとの記載がある。



写真2-24 サクラの並木



写真2-25 槍倒しの松



写真2-26 並木内の公衆便所

イ. 竹林

横山河川敷運動広場の上流部に隣接する竹林であり、京都の嵯峨、岐阜の揖斐川と並んで日本三大美竹林の一つに称される錦川の竹林の一角を成している。錦川の竹林は、錦川の護岸用の水防林として、藩政時代に植えられたものといわれている。

竹林内にはイベント時等のみに利用される臨時駐車場(カラーアスファルト舗装、4,400 m²)が、横山河川敷運動広場と連続する形で設置されている。また、山口県の「錦川ふるさとの川モデル事業」においては「竹の道」として、既存の竹林をそのまま生かした鑑賞に耐えうる竹林公園として整備される計画がある。

なお、この竹林は、現在は民有地であることから特に整備・管理等がなされていないため林内の荒廃等が懸念される。



写真2-27 竹林



写真2-28 臨時駐車場

ウ. 河岸樹木等

錦川の河岸には、ヤナギ類やアカメガシワ、エノキ、ヤブニッケイ、アラカシやイネ科の草本などが自生（一部の高水敷には植栽）している。これらの樹木の多くは適正な管理が不足しており、草本類や蔓性植物の繁茂と相まって、一部は藪化している箇所もみられる。



写真 2-29 ヤナギ類



写真 2-30 ヤブニッケイ



写真 2-31 アラカシ



写真 2-32 エノキ

⑥その他の工作物

錦帯橋の左岸下流部の河川敷への県道 112 号藤生停車場錦帯橋線からのアプローチ道には、防護柵や車止め、名勝境界表示柱などが設置されている。

防護柵は統一された意匠となっておらず、また、車止めも既製品を用いるなど、景観的な配慮に欠ける側面がみられる。



写真 2-33 防護柵と車止め



写真 2-34 境界表示柱

(2) 周辺地域の現況

① 往時の町割を引き継いだ土地利用

関ヶ原の合戦後、岩国に移封された吉川広家は、山陽道の近くにそびえる横山（城山）山上に城を築き（一国一城の令により元和元年（1615）破却）、城下の横山地区に藩主の居館や上級の家臣団の屋敷を置き、錦川対岸の錦見地区（現岩国地区）に中下級の家臣団の屋敷や町屋をおいた。当時の土地利用形態を知ることができる最も古い資料としては、寛文8年（1668）に描かれた「御領内の図」（図2-8）である。この絵図は城下町建設後約80年近く経過した状況が描かれているが、幕末期に描かれた「旧岩国城下図（横山）」（図2-9）や「岩国城下町（錦見）」（図2-10）に極めて近く、町割に大きな変化がなかったことがわかる。これらの古図面と現在の都市計画図等と比較しても、当時の横山地区、錦見地区の町割が現在まで引き継がれていることがわかる。

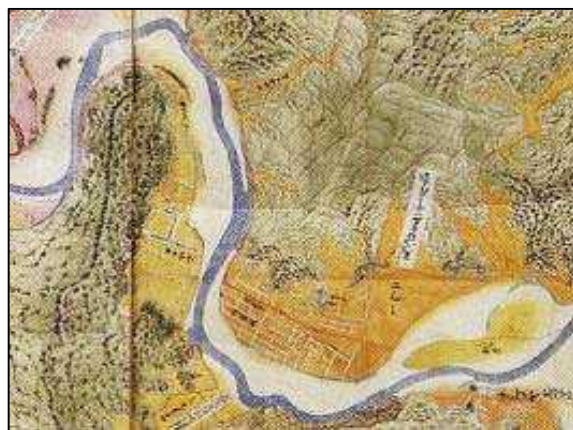


図2-10 御領内の図：寛文8年（1668）



図2-11 旧岩国城下図（横山）：幕末期



図2-12 岩国城下町（錦見）：慶応3年（1867）

②関連法規制等の状況

横山地区は、「岩国市街なみ景観条例」に基づく景観形成地区に指定され、景観形成計画に基づき、良好な住環境の向上、歴史的街なみの保全がなされている。この景観形成地区に位置する県道114号の道路用地（公有地部分）は、名勝に隣接する道路として、また名勝へのアプローチ道路として、良好な沿道整備が実施され、名勝と調和した道路景観が形成されている。また横山地区は、名勝指定地とともに山口県の条例（風致地区内における建築等の規制に関する条例：昭和45年（1970）3月27日）に基づく第1種風致地区に指定されている（建築物の高さ制限10m以下、建ぺい率40%以下）。

錦見地区は、錦帯橋観光の玄関口であり、比較的規模の大きな宿泊施設や土産物店、飲食店などが立地しており、横山地区に比べて街なみ保存等に関する規制は緩やかであるが、岩国一丁目から五丁目各一部が風致地区（第3種風致地区）に指定されている（高さ制限15m以下、建ぺい率40%以下）。

また、城山の樹林は吉川広家が岩国城を築城以来、400年近く人為的な改変がなされなかったため、特に、横山側斜面は自然相がよく維持された自然林となっている。国有林であるとともに風致保安林に指定されており、名勝錦帯橋の景観を際立たせる緑の背景として重要な役割を担っている。



写真 2-35 曲折（横山）



写真 2-36 堀端小路（横山）



写真 2-37 錦見の街なみ



写真 2-38 城山

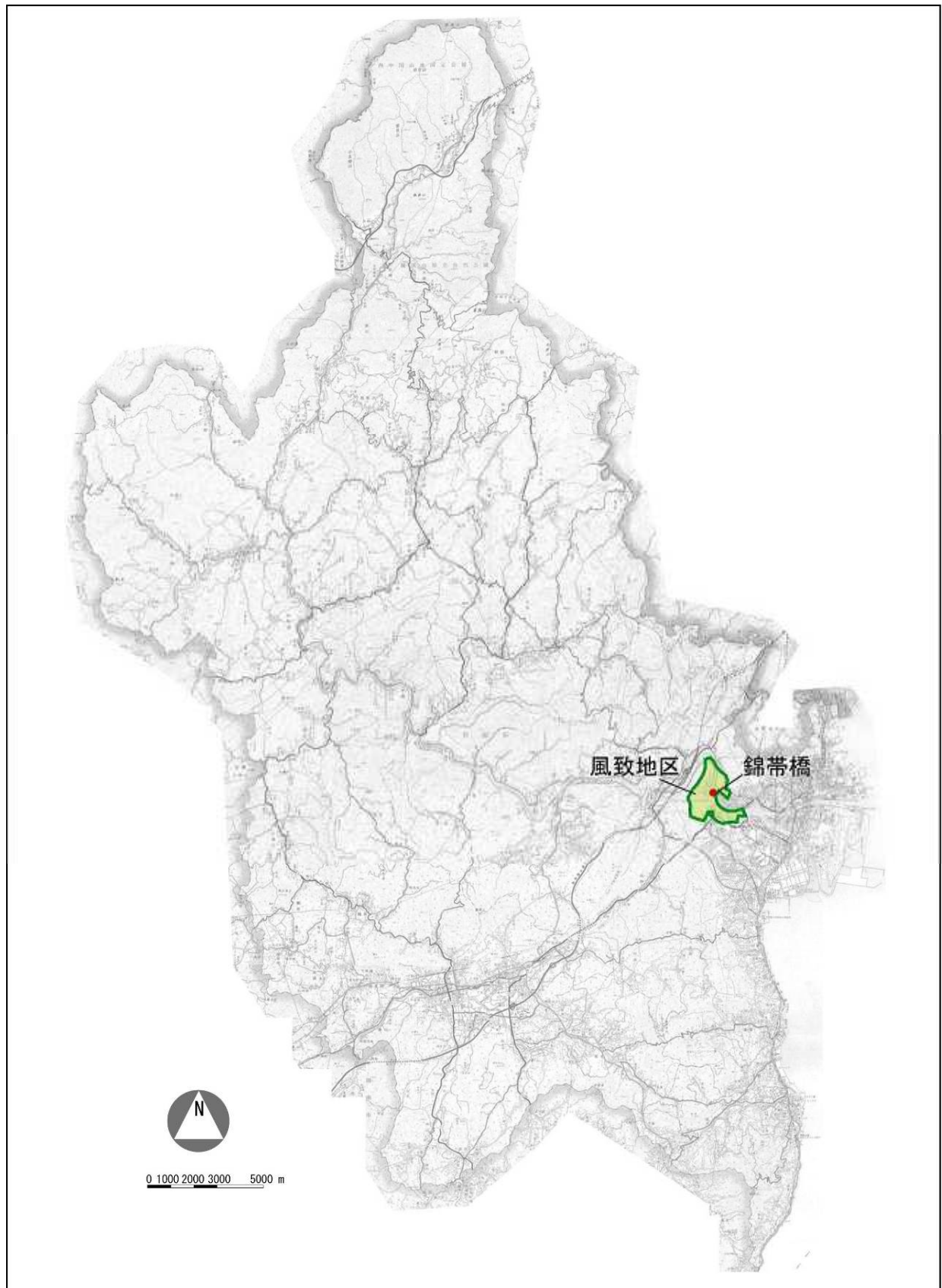


図2-13 岩国市における風致地区の位置

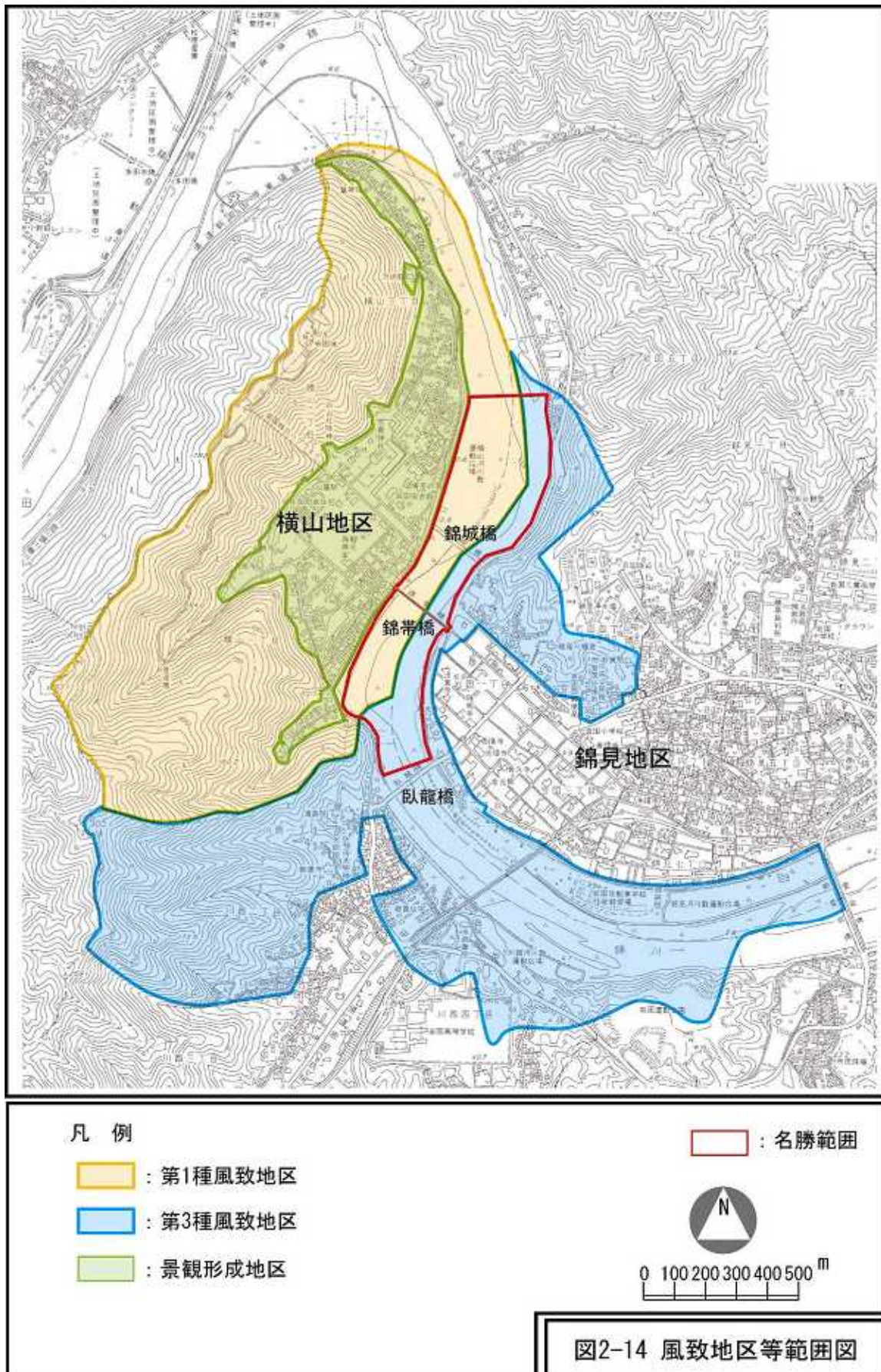




写真 2-39 風致地区の範囲

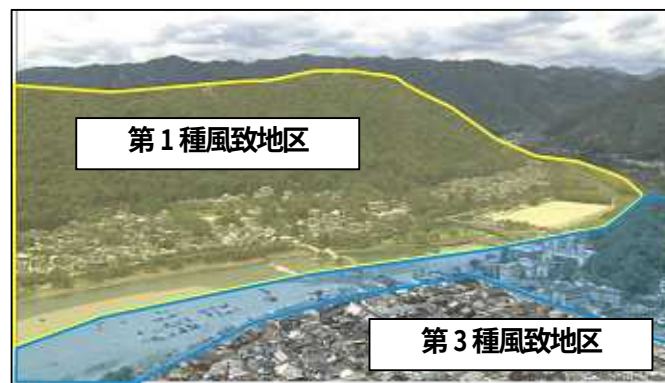


写真 2-40 錦見側からみた風致地区の範囲

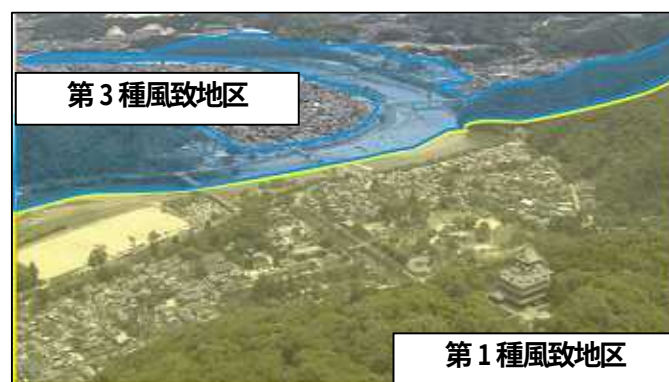


写真 2-41 横山側からみた風致地区の範囲

③指定文化財等

横山地区には、旧目加田家住宅（国指定重要文化財）をはじめ、岩国藩主吉川家由来の文化財が数多く立地している。

錦見地区には国指定登録有形文化財に指定された國安家住宅など歴史的な趣を感じさせる町屋も多く残されている。現在、伝統的建造物群保存地区の指定を念頭に置いた地元自治会等との協議が行われている。



写真 2-42 目加田家住宅（重要文化財）



写真 2-43 吉香神社（重要文化財）



写真 2-44 錦雲館（登録有形文化財）



写真 2-45 岩国徴古館（登録有形文化財）



写真2-46 旧吉川邸廐門(登録有形文化財)



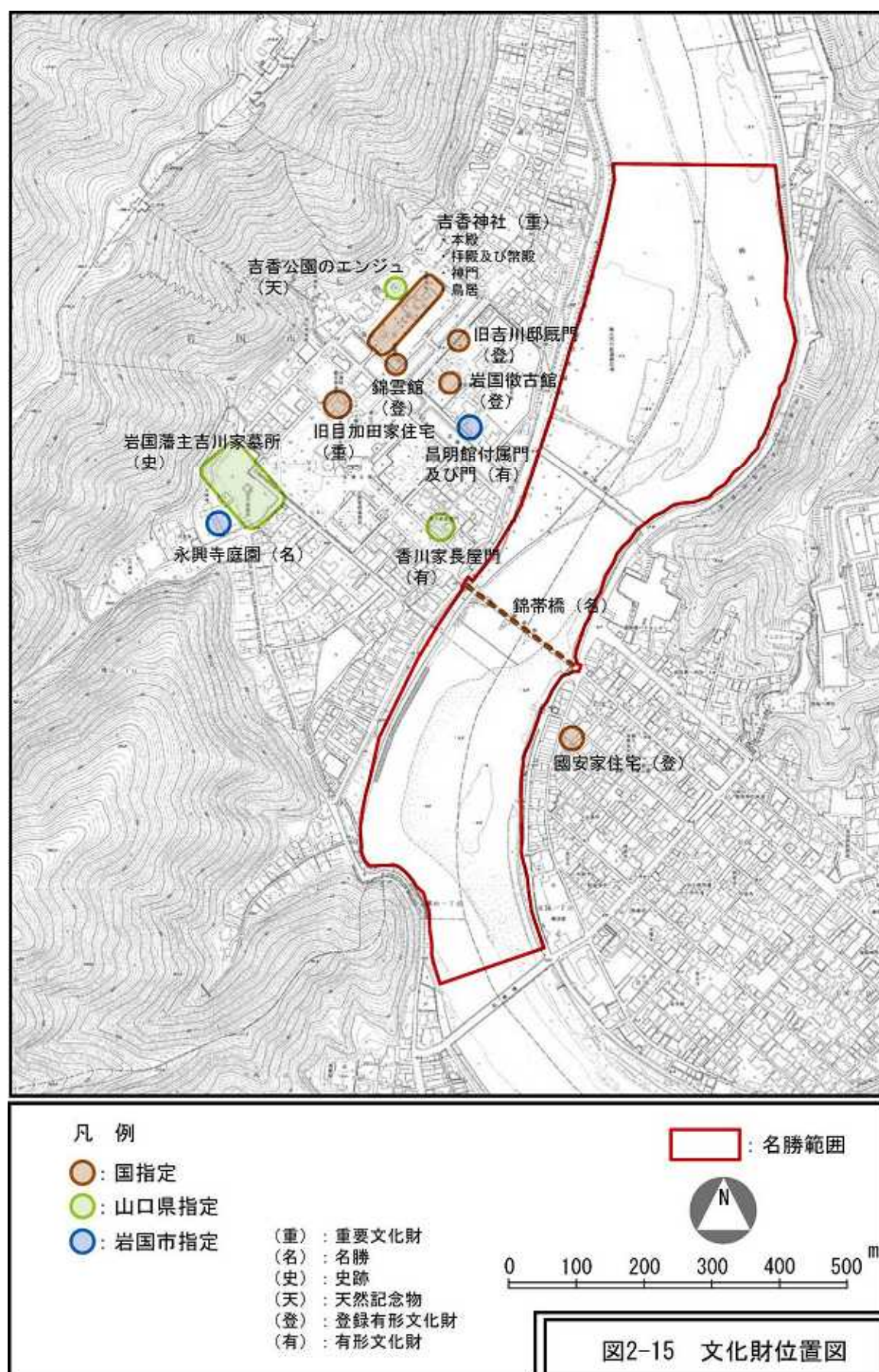
写真2-47 國安家住宅(登録有形文化財)



写真2-48 香川家長屋門(有形文化財)



写真2-49 晶明館付属門及び門(有形文化財)



④その他（観光施設等）

横山地区には、これらの文化財を生かした吉香公園や白蛇観覧所、岩国城跡、城跡にのぼるロープウェイ、紅葉谷公園などの観光施設等が整備されている。

なお、名勝の背景としての存在感を有する岩国城は、昭和 36 年（1961）に建設されたものであるが、本来の位置や意匠で再現されたものではない。



写真 2-50 吉香公園



写真 2-51 白蛇観覧所



写真 2-52 紅葉谷公園



写真 2-53 紅葉谷公園の六角亭



写真 2-54 錦帯橋からみた岩国城



写真 2-55 岩国城からの眺望



写真 2-56 岩国城



写真 2-57 ロープウェイ

⑤利用状況

横山地区の主な施設のうち、利用者数が記録されている施設（岩国徴古館、旧目加田家住宅、岩国城、ロープウェイ、白蛇観覧所）の平成14年（2002）年度から平成18年（2006）度（白蛇観覧所は平成17年（2005）度まで）の利用状況は次のとおりである。

表 2-3 主な施設の利用状況（人）

年度／施設名	岩国徴古館	旧目加田家住宅	岩国城	ロープウェイ	白蛇観覧所
平成14年度	23,844	63,145	117,312	294,040	322,594
平成15年度	29,394	74,310	125,427	312,933	312,672
平成16年度	45,198	89,495	152,450	370,148	334,034
平成17年度	31,892	76,331	118,547	290,434	244,846
平成18年度	26,531	77,030	92,618	224,713	—

※各施設調べ

第3章 保存管理の基本的な考え方

1. 名勝の本質的価値

本計画の対象である「名勝錦帯橋」について、名勝の歴史的 위치づけや現在の状況を踏まえて、名勝の本質的価値を示す。

- ・ 錦帯橋は、城下町岩国の特徴的な土地利用（町割）を表徴する必要不可欠な土木構造物であること。
- ・ 史料、古図面等によって架橋の技術や維持管理手法が伝承されていること。
- ・ 錦帯橋の構造は、現在の集成材アーチの原型といえる構造であり、鞍木・助木という独特の補強部材が用いられているなど、木造橋としては世界に類をみないものであること。
- ・ 現在でも地域住民の生活道や観光資源として利用され、生き続けている文化財であること。
- ・ 特徴的な構造を有する錦帯橋と周辺環境が一体となって織りなす景観が、現在まで良好に保全されていること。

以上のことから、名勝の本質的価値は次のように整理される。

鞍木・助木など独特の補強技術の導入など、独創的で卓越した架橋技術の粋を集めた世界に類のない技術遺産。その技術が創建以来継承されるとともに、山の緑を背景に特徴的な橋梁景観と河川の景観が保全されていること。

2. 保存管理の基本的な考え方

名勝の本質的価値を踏まえ、以下のような基本的な考え方のもと保存管理を進めていく。

i. 名勝としての良好な景観の保全

名勝錦帯橋を表徴する良好な景観は、四季折々の特徴的な景観が見られ、葛飾北斎の「諸国名橋奇覧」や安藤広重の「六十余州名所図会」など多くの絵師に描かれるなど、錦帯橋そのものの土木構造美とともに、錦川の水の流れや河川敷、背景となる山々の緑などの周辺環境と一体となって形成されたものである。

そのため、名勝指定地外も含めて、錦帯橋と一体となってこの景観を構成する要素（錦川の流れ、河岸のサクラ、城山の緑等）の保全のための適切な管理を行う。

ii. 架橋技術・保存管理技術の確実な伝承

平成の架け替え（平成14年（2004）から平成16年（2006））は、昭和の再建（昭和27年（1952））から半世紀ぶりに行われた。この平成の架け替えで誕生した新橋は、適切に管理を行えば今後半世紀は十分に耐えうるものと考えられる。しかし、工事に携わる技術者（大工等）の実労働年数を40～50年とみると、この50年スパンの架け替えでは、工事の経験が1回或いは経験できない世代が生じる可能性が高く、「人から人への技術の継承」が非常に困難となる。そこで、架橋技術や保存管理技術の確実な伝承を図るため、工事に携わる技術者の実労働年内に少なくとも2回は工事に携われる間隔として20年ごとに架け替えを実施する。

iii. 名勝の適切な公開と活用

名勝錦帯橋は山口県を代表する観光資源として活用されている。

そのため、歴史的価値を保存しつつ、錦帯橋を中心とした景観を継承するための適切な管理を行うとともに、その歴史的・文化的価値の理解を深める整備を行う。

また、名勝指定地内には、うかい広場や横山河川敷運動広場など、市民や来訪者が利用する施設が設置されていることから、錦帯橋の歴史的・文化的価値や景観が損なわれないよう適切な管理・整備を行う。

iv. 公有地化の検討

名勝指定地内の民有地（竹林）については、保存管理を適切に行うことや整備が必要と判断される場合は、公有地化について検討を行う。

v. 周辺環境の保全

名勝に隣接し往時の町割を現在も残す横山地区、錦見地区についても、城山の緑の保全や歴史的遺構、街なみの保全など、「名勝錦帯橋」の適切な保存管理との整合を図るよう、関係機関に働きかけるとともに、名勝指定地と一体的な保存管理が必要と判断された場合には、名勝指定地の拡大も検討する。

第4章 保存管理

1. 保存管理の基本的な手順

架橋技術を確実に伝承し名勝錦帯橋を適切に保存管理していくため、保存管理の基本的な手順を次のように設定する。

i. 名勝錦帯橋を構成する要素の明確化

名勝錦帯橋の本質的価値を構成する諸要素を抽出するとともに、それに関連する要素を明らかにする。

ii. 構成要素の適切な保存管理方法の具現化

名勝錦帯橋の価値の保存を図るため、本質的価値を構成する諸要素の特性や現状を踏まえた保存管理方法を検討し、具現化を図る。

iii. 名勝の現状を変更する行為の明確化と取扱基準の設定

予想される各種の現状変更や名勝の保存に影響を及ぼす行為に対して、法令に基づいた適切な管理を実施していくための、現状変更の取扱と取扱基準を設定する。

iv. 名勝の保存のための周辺環境保全の推進

名勝指定地内の保存を図るために、周辺環境の保全に向けて、関係機関への働きかけ、名勝指定地内の歴史的価値および錦帯橋を核とした景観への影響の軽減のための横山地区、錦見地区の景観の保全・形成や、目加田家住宅等周辺地域に分布する錦帯橋と関係が深い遺構等の保全を図る。

2. 構成要素

名勝錦帯橋は現在の範囲に指定がなされてから 60 年以上が経過しており、錦城橋の架橋整備、高水敷部の横山河川敷運動広場、うかい広場の設置などが行われ、指定当初時の状況とは大きく変化している。

名勝錦帯橋の保存管理を適切に行っていくためには、名勝を構成する要素の価値に応じた適切な保存管理の方法と現状変更の取扱基準を定める必要があることから、名勝を構成する要素を整理することとした。名勝を構成する要素の整理にあたっては、「名勝錦帯橋」の本質的価値を構成する要素の明確化を図るため「①本質的価値を構成する要素」と「②本質的価値を構成する要素以外の要素」に分けて以下のように分類を行った。

表 4-1 名勝を構成する要素

①本質的価値を構成する要素	②本質的価値を構成する要素以外の要素
ア. 錦帯橋（敷石を含む） イ. 錦川 ・水面 ・河川敷 ・河川工作物（護岸等） ウ. 樹木 ・サクラ、マツ等	ア. 交通施設 ・錦城橋 イ. 整備された高水敷 ・横山河川敷運動広場（付帯施設含む） ・うかい広場（付帯施設含む） ウ. その他の工作物 ・料金所、防護柵、車止め 等 エ. その他の樹木等 ・竹林、河岸樹木等

3. 地区設定と保存管理

(1) 地区設定と保存管理の基本方針

名勝錦帯橋の保存管理においては、錦帯橋を中心とする景観をはじめ、構成要素に応じたまとまりのある歴史的価値や景観を保存していく観点から、一体的な取扱いを考慮すべき要素のまとまり（保存管理の重要度）に応じた地区設定を行い、その地区ごとに保存管理の基本方針を整理する。

<地区設定および地区ごとの保存管理の基本方針>

地区設定	主要構成要素	保存管理の基本方針
1 Iゾーン （中核資産である錦帯橋を含み最重点で保存管理を行う地区）	○錦帯橋 ○錦川 ・水面 ・河川工作物（護岸等） ○樹木 ・サクラ、マツ等 ○整備された高水敷 ・うかい広場 ○その他の樹木等 ・河岸樹木等 ○その他の工作物 ・料金所等	名勝の中核資産である錦帯橋の保護と橋としての利用の継続を図る。 ・名勝指定理由である特徴的な橋梁景観の骨格となる錦帯橋の厳密かつ適切な保存管理を行う。 ・錦帯橋や錦川の現状の利用を保持する。 ・水質、水量の保全に努める。 ・サクラ、マツ等の植栽木の適切な保存管理を行う。 ・うかい広場は、住民等の生活や憩いの場としての現況土地利用に配慮する。 ・河岸樹木等については景観的観点からの保存管理に努める。 ・料金所等の工作物の景観的配慮に努める。
2 IIゾーン （錦帯橋に隣接し錦帯橋の景観の主要な視点場でもあることから、Iゾーンについて重点的に保存管理を行う地区）	○錦川 ・水面 ・河川敷 ・河川工作物（護岸等） ○交通施設 ・錦城橋 ○その他の樹木等 ・河岸樹木等 ○その他の工作物 ・防護柵 ・車止め等	錦帯橋への眺望に配慮した景観の調和に努める。 ・最も典型的に視認される錦帯橋を中心とした景観を継承し、その歴史的・文化的価値の理解を深める整備活用を行う。 ・水質、水量の保全に努める。 ・河岸樹木等については景観的観点からの保存管理に努める。 ・防護策等の工作物や河原売店の幟旗等は景観的配慮に努める。 ・錦帯橋上からの眺望を考慮し、現状の観光客駐車場等の利用については、代替地が確保でき次第撤去する。
3 IIIゾーン （錦帯橋に対する直接的な影響は少ないと考えられるが、名勝指定地としての一体性を担保するための保存管理を行う地区）	○錦川 ・水面 ・河川敷 ・河川工作物（護岸等） ○整備された高水敷 ・横山河川敷運動広場 ○その他の樹木等 ・竹林 ・河岸樹木等	景観の調和に努めるとともに、現状の利用の継続を図る。 ・錦帯橋を中心とした名勝としての景観の調和に努める。 ・水質、水量の保全に努める。 ・横山河川敷運動広場は、住民等の健康増進等の場としての現況土地利用に配慮するとともに付帯施設の景観的配慮に努める。 ・河川工作物の景観的配慮に努める。 ・河岸樹木等については景観的観点からの保存管理に努める。 ・現在民有地である竹林等、保存管理を適切に行うことや整備が必要と判断される箇所については、公有地化の検討を行う。

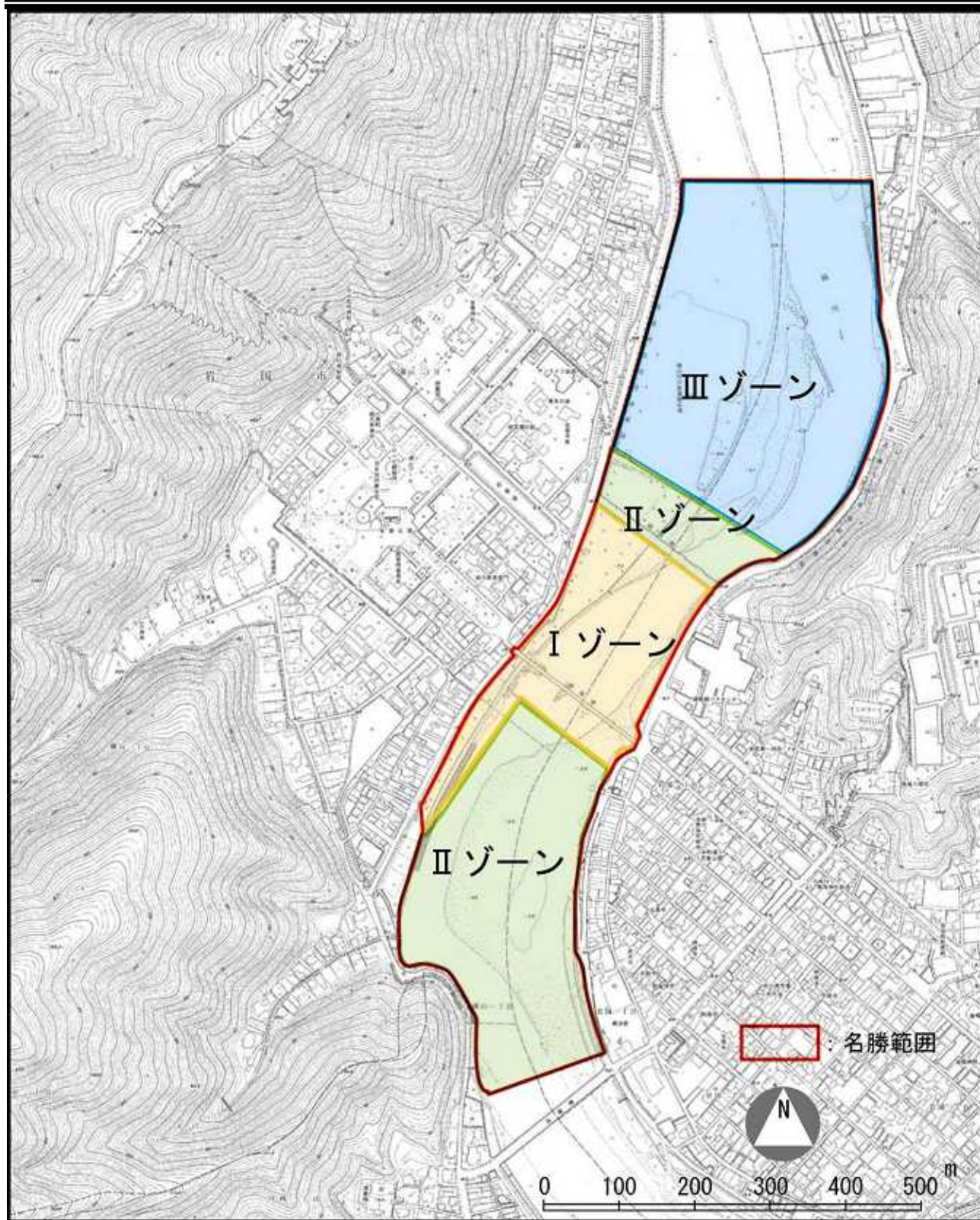


図4-1 地区設定図

<Ⅰゾーンの主な構成要素>



写真 4-1 錦帯橋



写真 4-2 うかい広場からみた錦帯橋



写真 4-3 うかい広場とサクラ



写真 4-4 サクラの並木

<Ⅱゾーンの主な構成要素>



写真 4-5 錦城橋



写真 4-6 横山河川敷運動広場駐車場



写真 4-7 駐車場に隣接する芝生広場



写真 4-8 観光客駐車場

<IIIゾーンの主な構成要素>



写真 4-9 横山河川敷運動広場



写真 4-10 河川敷



写真 4-11 竹林



写真 4-12 臨時駐車場

(2) 保存管理の方法

名勝錦帯橋の保存管理については、その対象を明らかにした上で、保存管理の方法を設定する。さらに地区の特性に応じた具体的な保存管理の方法を設定する。

①保存管理対象

保存管理は、名勝を構成する全構成要素を対象とする。

②保存管理方法の分類と実施方針

名勝錦帯橋は、創建以来補修・架け替えを繰り返すことにより継承されてきた特性を有している。したがって、保存管理は凍結的保存ではなく、伝承されてきた架橋技術及び管理技術を用いることを基本に、保存・補修等を行いながら適切にその価値の保存を図ることとする。

名勝指定地内の既存施設等の保存管理は、以下の方法により行うこととし、それぞれの方法について分類し、実施方針を整理する。

ア.『維持管理』：き損・破損や劣化を防ぎ、現状を維持する

<実施方針>

- ・き損・破損や劣化防止のために必要な日常的な「維持管理」は、継続的に実施する。
- ・形状や素材等の原状を変更しないよう留意する。
- ・き損・破損や劣化している箇所を復旧した後は、その状態を維持するよう管理する。

イ.『復旧』：き損や劣化した箇所を、原状に戻す

<実施方針>

- ・き損や劣化した場合は、き損や劣化前の状態（原状）に戻すことを基本とする「復旧」の措置を講じ、名勝としての機能や景観を回復する。
- ・形状や素材、景観などが原状と同じ状態に戻すことを基本とし、景観が周辺と大きく異なったり、他の構成要素との共存が困難にならないよう配慮する。
- ・原則として、き損又は劣化している箇所が発見された時点で実施する。箇所数が多い場合は、名勝保存上の必要性や安全性を優先し、必要性の高い箇所から実施する。
- ・地形改変や木竹の伐採等は必要最小限にとどめることを基本に、周辺の景観と調和し、連続性、安定性、持続性に配慮し実施する（恒久的な工事や規模の大きなものは次項ウ、「保存整備」として実施する）。

ウ.『保存整備』：名勝の価値に影響を与えている要因を取り除くことにより、き損・破損・劣化を未然に防ぐとともに、保存すべき良好な姿を取り戻して価値の向上を図る

<実施方針>

- ・「復旧」の措置では対応が困難な状況であった場合や、将来価値を損ねる可能性がある場合に実施する。
- ・き損・破損や劣化箇所の現状及び価値を踏まえて、保存すべき良好な姿への回復をめざして整備する。
- ・地形改変は必要最小限にとどめることを基本に、周辺の景観と調和し、連続性、安定性、持続性に配慮し実施する。方法は、予めふさわしい方法として検討されたもの（伝承されてきた架橋技術等）から選定する。
- ・実施にあたっては、周辺景観との調和に留意する。
- ・保存整備の措置後は、必要に応じて事業主体が施工後のモニタリング調査及びその解析・評価等を実施する。

エ.『活用整備』：公開活用のため、より積極的に名勝の普及・啓発につながる整備を図る

＜実施方針＞

- ・錦帯橋の歴史的な価値の普及を図るため、活用施設の整備等を検討する。
- ・利用者に対する適切な注意事項を含めた利用案内の掲示
- ・利用者が安全で快適に錦帯橋の歴史的な価値に接することができるよう、便益施設や歩行者空間の整備、木造橋である錦帯橋と調和した柵等のデザイン（意匠、形状、材料等）の統一等を検討する。
- ・公開活用によって利用者が集中し、名勝としての価値が低下しないよう十分に配慮する。

オ.その他の方法：緊急時の措置等について

＜実施方針＞

- ・自然災害等による錦帯橋本体の損壊等の非常時には、名勝の保存及び機能の維持に配慮し、原状回復のための応急措置を実施する。

③地区別の保存管理の方法

地区区分及び保存管理方法の分類・実施方針を踏まえ、各地区における保存管理の方法は次のとおりとする。（なお、『活用整備』については、「第5章 整備活用」に示す。）

ア.Ⅰゾーン

保存管理の基本方針		名勝の中核資産である錦帯橋の保護と橋としての利用の継続を図る。
保存管理の方法	維持管理	・定期的な巡視点検 ・日常的な補修、応急措置（特段の景観的な配慮） ・サクラ（うかい広場や右岸下流の桜並木）やマツ（槍倒し松）等の生育に必要な維持管理（日常的な剪定等） ・日常的な清掃、草刈り
	復旧	・き損箇所、劣化箇所の応急修理（特段の景観的な配慮） ・傾いたり折損したサクラ、マツ等植栽木の応急的な措置 ・自然災害等による錦帯橋本体のき損や滅失時等、非常時における原状回復のための措置
	保存整備	・伝承されてきた架橋・保存管理技術を用い、工事期間3年間をワンサイクルとした定期的な架け替えを20年ごとに実施 ・敷石の改修、補修 ・法面、護岸の改修及び補修 ・サクラの更新（抜根、植栽） ・サクラ育生のための土壌改良 ・桜並木利用のための便益施設（公衆便所、ベンチ等）の更新 ・うかい広場の更新 ・既存の電気、水道、排水等の横断管渠の改修、補修、撤去 ・名勝の保存上、及び保存管理行為を行う上で支障となる樹木の伐採、抜根、草刈り（法面や護岸の河岸樹木等）

イ. IIゾーン

保存管理の基本方針		錦帯橋への眺望に配慮した景観の調和に努める。
保存管理の方法	維持管理	・定期的な巡視点検 ・日常的な補修、応急措置 ・日常的な清掃、草刈り
	復旧	・法面、護岸等のき損箇所、劣化箇所の応急修理 ・傾いたり折損した樹木（サクラ等）の応急的な措置
	保存整備	・錦城橋の更新（架け替え、拡幅、塗り替え、付帯設備の新設・更新） ・既存の電気、水道、排水等の横断管渠の改修、補修、撤去 ・名勝の保存上、及び保存管理行為を行う上で支障となる樹木の伐採、抜根、草刈り（法面や護岸の河岸樹木等）

ウ. IIIゾーン

保存管理の基本方針		景観の調和に努めるとともに、現状の利用の継続を図る。
保存管理の方法	維持管理	・定期的な巡視点検 ・樹木（サクラ等）の生育に必要な維持管理（日常的な剪定等） ・日常的な補修、応急措置 ・日常的な清掃、草刈り
	復旧	・法面、護岸等のき損箇所、劣化箇所の応急修理 ・傾いたり折損した樹木（サクラ等）の応急的な措置
	保存整備	・法面、護岸の改修及び補修 ・樹木（サクラ等）の更新（抜根、植栽） ・樹木（サクラ等）育生のための土壌改良 ・横山河川敷運動広場の改修・更新 ・施設利用者のための便益施設（駐車場、公衆便所、ベンチ等）の更新 ・既存の電気、水道、排水等の横断管渠の改修、補修、撤去 ・過密な竹林の除間伐 ・名勝の保存上、及び保存管理行為を行う上で支障となる樹木の伐採、抜根、草刈り（法面や護岸の河岸樹木等）

第4章 保存管理

4. 現状変更などの取扱基準

(1) 法的な管理に基づく申請・許可の内容

「現状変更の許可権限について」と「現状変更のうち、復旧に係る手続きについて」を、一覧に整理する。

<現状変更の許可権限について>

許可権限を有するもの	根拠法令等と現状変更に係る行為（要約）
文化庁長官	1. 文化財保護法第125条 （現状変更等の制限及び原状回復の命令） i) 下記2及び3以外で、名勝等の保存に影響を及ぼす行為
所管する地元自治体 （岩国市）の 教育委員会	2. 文化財保護法施行令第5条第4項 （市の教育委員会が処理する事務） ※錦帯橋に関連する事項に関して、要約したものを掲載 i) 小規模建築物※1で3ヶ月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築、又は除去 ii) 工作物※1の設置、改修若しくは除去、道路の舗装若しくは修繕（土地の形状の変更を伴わないものに限る） iii) 文化財保護法第115条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除去 iii) 埋設されている電線、水道管又は下水道管の改修 iv) 木竹の伐採
許可が不要	3. 文化財保護法第125条 i) 維持の措置 ii) 非常災害のために必要な応急措置 iii) 影響が軽微である行為 注)「維持の措置」の内容は下記に基づく 文部科学省令第11号：文化財保護委員会規則第10号（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則：維持の措置の範囲）

※1:「小規模建築物」「工作物」の定義等については、附属資料5を参照
 注) 文部科学省省令や文化財保護法の原文（抜粋）は、附属資料5を参照

<現状変更のうち、復旧に係わる手続きについて>

権限を有するもの	復旧に係る根拠法令と手続き（要約）
文化庁長官	■文化財保護法第33条、第120条及び第127条 （第33条：滅失、き損等）（第120条：所有者による管理及び復旧）（第127条：復旧の届出等） i) 名勝の全部又は、一部が滅失やき損等した時は、所有者はその事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届出なければならない。 ii) 名勝を復旧しようとする時、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文化庁長官に届出なければならない。

(2) 現状変更の考え方

名勝錦帯橋の保存管理では、次のような事由を考慮し、現状変更が可能な場合についての考え方を設定する。

- ・名勝の価値と共存を図りつつ、これまで行われてきた日常的な維持管理行為を、今後も継続していくことが必要である。
- ・名勝の価値の向上に資する行為（保存整備・活用整備）も考えられる。
- ・公益上必要な施設等（道路や橋梁、植生等）があり、将来的な更新も考えられる。
- ・地域の生活道として、また観光資源として利用がなされている。

＜現状変更等に係る行為に対する許可等の考え方＞

許可等の考え方	保存管理の方法	管理行為等
許可・届出を必要としない行為	維持管理	ア. 錦帯橋の機能維持のための管理行為 ・日常的な清掃、補修等 イ. 樹木のための管理行為 ・樹木（サクラ、その他の樹木、植栽植物）の倒木・落枝等の除去、支障枝剪定、刈込み、サクラの病虫害防除等 ウ. その他の維持管理行為 ・横山河川敷運動広場、うかい広場、桜並木等における日常的な補修、清掃等 ・錦城橋の日常的な補修（塗装の同系色での塗替を含む）、橋面や高欄、照明等が破損した場合の応急措置、橋面清掃、保守点検等 ・柵や境界石等、管理施設の日常的な補修（塗装の同系色での塗替、同材かつ同基礎位置（同じ深さ）での一部取替を含む）、破損した場合の応急措置等 ・河岸樹木、竹林等の日常的な手入れ（間伐、枯損木・倒木処理）、草地の草刈り、ツル切、移入植物の伐採・除去等 エ. 非常災害時に必要な応急措置 ・地震や豪雨等の非常災害時に、構成要素のき損や滅失を未然に防止するため行う応急的な措置
届出による対応で、許可を必要としない行為	復旧	ア. 機能維持のための復旧 ・地震や豪雨等の非常災害時の、錦帯橋本体のき損や滅失における応急的な措置と原状復旧 ・小規模な欄干、橋板等のき損箇所の同一材による応急的な措置と原状復旧 ・河川内の堆積土砂の浚渫、漏水や法面・護岸の崩壊・洗掘箇所における木柵工・土のうでの応急的な措置と盛土による原状復旧 ・老朽化した箇所における原状復旧 ・法面・護岸保護工施工箇所のき損・劣化箇所における原状復旧等 イ. 樹木のための復旧 ・傾いたり折損したりした樹木（サクラ・マツ、その他文化財に影響を与える恐れのある樹木等）の応急的な措置

許可等の考え方	保存管理の方法	管理行為等
許可を得る必要がある行為	保存整備 活用整備	ア. 錦帯橋の架け替え ・名勝の中核資産である錦帯橋の架け替え及び敷石の改修 イ. 樹木のための保存整備 ・桜並木やうかい広場のサクラの更新のための植栽 ・枯死した樹木の伐採や伐根等 ・樹木の生育回復のための土壌改良 ウ. 法面・護岸の改修・整備 ・法面、護岸の改修・整備及び補修 エ. 名勝指定地内のその他施設における改修（活用のための整備） ・横山河川敷運動広場の改修 ・うかい広場の改修 オ. 建築物の新築・増築・改修・補修・撤去 ・活用に寄与する施設の新築（増築・改修・撤去）等 カ. 橋梁の改修・補修・撤去（架け替えは「公益上必要な施設に係る新規整備」に含む） ・錦城橋の改修・補修・撤去 コ. 横断管渠の改修・補修・撤去 ・既存の電気、水道、排水等の横断管渠の改修、補修、撤去 ク. 名勝の管理や活用に必要な施設の新設・改修・補修・撤去 ・柵や境界石等の管理施設や説明板等、活用のために必要な施設の新設・改修・補修・撤去 キ. その他樹木における木竹等の伐採・伐根、及び植栽 ・名勝に影響を及ぼす危険性がある木竹等の伐採 ・上記と同一の理由による木竹等の伐根（除去） ・活用のための樹木や草花等の植栽 ク. 上記以外における、土地等の形状変更 ・学術調査を目的とした発掘調査等
	公益上必要な施設に係る新規整備	ア. 道路や橋梁の新設・架け替え（拡張を含む） ・錦城橋の架け替え ・公益上必要な道路・橋梁の新設 イ. 横断管渠の新設・付け替え ・公益上必要な電気、水道、排水等の横断管渠の新設・付け替え

※なお、現状変更の取扱いについては、「河川法」、「都市計画法」、「風致地区内における建築等の規制に関する条例（山口県）」等の関係する各種法令との調整を図るものとする。

(3) 現状変更の基準

①基準設定の考え方

名勝指定地内での現状変更に係る行為を分類し、法的な管理に基づく申請・許可の内容に沿って整理すると以下のように整理される。

ア．名勝の保存管理に必要な行為

- i) 「維持管理」 ————— 許可・届出を必要としない
- ii) 「復旧」 ————— 届出による対応で、許可を必要としない
- iii) 「保存整備」 ————— 許可を得る必要がある
- iv) 「活用整備」 ————— 許可を得る必要がある

イ．公益上必要な施設に係る行為（本計画で具体的な保存管理方法を示していない事項）

- i) 道路や橋梁の新規整備 ————— 許可を得る必要がある
- ii) その他（横断管渠の新設・付け替え） ————— 許可を得る必要がある

本計画では、上記行為の中で、許可を得る必要がある行為について、次の観点に基づき、現状変更等の取扱基準を定める。

- ・文化庁長官の許可を得る必要がある現状変更（軽微な現状変更以外のもの）
- ・岩国市教育委員会の許可を得る必要のある、軽微な現状変更

以下に、現状変更の取扱に関する考え方を一覧に整理する。

<現状変更の取扱に関する考え方>

名勝指定地内での 行為分類	法的な手続き	手続き先	現状変更の取扱の考え方
①名勝の保存管理に必要な行為			
ア．維持管理	許可・届出の 手続きは不要	—	「保存管理方法」で示した内容に準じた維持管理とし、取扱基準は設定しない 本計画で、現状変更等の取扱基準を設定する
イ．復旧	き損届け、復旧届け ・復旧終了報告が必要	文化庁※	
ウ．保存整備	現状変更等の許可が必要	<現状変更（軽微な現状変更以外のもの）の場合> 文化庁※	
エ．活用整備	現状変更等の許可が必要	<軽微な現状変更の場合> 岩国市の教育委員会	
②公益上必要な施設 にかかる新規整備	現状変更等の許可	文化庁※	

※印：手続きの流れとしては、岩国市の教育委員会が窓口となり、その後山口県教育委員会を経て文化庁に、届出や許可申請書等が提出される。

また、現状変更の手続き等に関しては、原則は上表に従うが、判断しがたい場合は下記の点にも十分留意する。

留意点1：「維持管理」や「復旧」で、保存管理方法に示した内容以外の行為を行う場合は、岩国市教育委員会に許可申請の必要性があるか確認をとる。

留意点2：「復旧」による届出で可能な行為か、「許可」をとる必要な行為かの判断が困難な場合は、岩国市教育委員会に許可申請の必要性があるか確認をとる。

留意点3：「復旧」の中で、法面・護岸の復旧については、名勝に影響を与えることなく、工事が可能な過去に実績のある工法とする。

実績のある工法以外で工事を行う場合は、「保存整備」と捉え、許可を得る。

許可申請にあたっては、岩国市教育委員会に許可権限者を確認する。

留意点4：「保存整備」・「活用整備」で、現状変更か軽微な現状変更かの判断が困難な場合は、岩国市教育委員会に確認する。

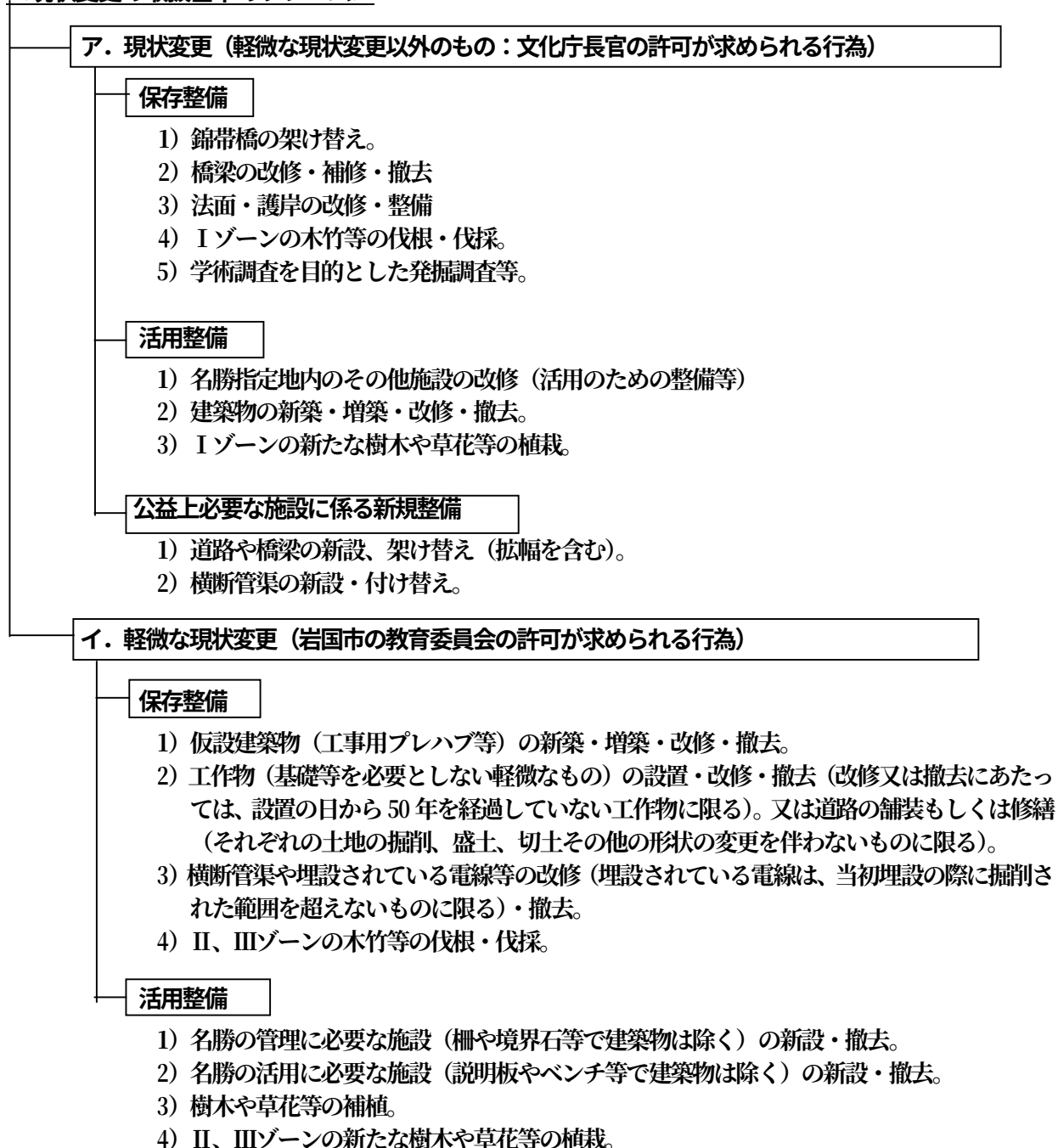
②取扱基準のフレーム

基準設定の考え方に基づき、保存管理方法の「保存整備」、「活用整備」及び「公益上必要な施設に係る新規整備」について、取扱基準を設定する。なお、橋梁の新設事業等、極めて大きな現状変更に関しては、学識経験者等で構成される委員会を設置し、検討することが望ましい。

基準の内容の検討にあたっては、「名勝に影響を及ぼす現状変更等に係わる行為は認めない」を基本とする。

現状変更の取扱基準のフレームについては、現状変更（軽微な現状変更以外のもので、文化庁長官が許可する行為）と、軽微な現状変更（岩国市の教育委員会が許可する行為）に分類し、次のとおりとする。

<現状変更の取扱基準のフレーム>



③取扱基準

②で示した取扱基準のフレームに基づき、取扱基準を整理した。

現状変更の程度	保存管理等に必要な方法	対象行為	基準
ア. 現状変更 (軽微な現状変更 以外のもの：文 化庁長官の許可 が求められる行 為)	保存整備	1) 錦帯橋の架け替え	・事業の名勝保護の必要性を明らかにし、継承されてきた工法等の活用を基本とする。 ・部材には可能な限り地元産の木材等の活用を図る。
		2) 橋梁の改修・補修・撤去	・事業の必要性と名勝保護の必要性との調和点を明らかにし、名勝への影響が最小限となるよう最大限配慮する。 ・周辺景観等との調和を図った形態・素材・色彩とする。
		3) 法面・護岸の改修・整備	・整備の必要性を明らかにし、名勝への影響が最小限となるよう最大限配慮する。
		4) 木竹等の抜根・伐採（Iゾーンに限る）	・名勝への影響が最小限となる範囲で行う。
		5) 学術調査を目的とした発掘調査等	・学術研究上、整備のための事前調査上、重要な箇所等について、必要に応じて実施する。 ・調査や試掘の必要性を明らかにするとともに、計画的に実施する。
	活用整備	1) 名勝指定地内のその他の施設の改修	・整備の必要性を明らかにし、名勝への影響が最小限となるよう最大限配慮する。 ・周辺景観等との調和を図った形態・素材・色彩とする。
		2) 建築物の新築・増築・改修・撤去	・必要性を明らかにし、名勝への影響が最小限となるよう配慮する。 ・錦帯橋への建築物の新築は認めない。
		3) Iゾーンの新たな樹木や草花等の植栽	・必要性を明らかにし、名勝への影響が最小限となるよう配慮する。 ・自然環境や景観等との調和を図った在来種を基本とする。原則として、外来種や園芸品種の植栽は認めない。

第4章 保存管理

現状変更の程度	保存管理等に必要な方法	対象行為	基準
	公益上必要な施設に係る新規整備	1) 道路や橋梁の新設、架け替え(拡幅を含む)	・事業の必要性和名勝保護の必要性和の調和点を明らかにし、名勝への影響が少なくなるよう最大限配慮する。 ・周辺景観等との調和を図った形態・素材・色彩とする。 ・計画、設計段階で現状変更について協議を行うとともに、事業者が事前に十分な情報収集を行い、必要に応じて現状変更の許可を得たうえで試掘を行って、地下遺構の有無を確認する。
		2) 横断管渠の新設・付け替え	・事業の必要性和名勝保護の必要性和の調和点を明らかにし、名勝への影響が少なくなるよう最大限配慮する。 ・計画、設計段階で現状変更について協議を行うとともに、事業者が事前に十分な情報収集を行い、必要に応じて、現状変更の許可を得たうえで試掘を行って、地下遺構の有無を確認する。
イ. 軽微な現状変更(岩国市の教育委員会の許可が求められる行為)	保存整備	1) 仮設建築物(工事用プレハブ等)の新築・増築・改修・撤去	・仮設建築物とは、3ヶ月以内の期間限定の小規模建築物で、工事用プレハブ等の建築物とする。 ・必要性を明らかにし、名勝への影響が最小限となるよう配慮する。
		2) 工作物の設置・改修・撤去、又は道路の舗装もしくは修繕	・工作物とは、基礎等(掘削や土地の改変を伴う工事)を必要としない軽微なものとする。 ・「道路の舗装もしくは修繕」とは、未舗装道路のでこぼこの均し、あるいは既に舗装整備が行われている舗装の一部の補修とする。掘削や土地の改変が必要となる行為は、「アの公益上必要な施設に係る新規整備の1) 道路・橋梁の新設・架け替え(拡幅を含む)」とする。 ・名勝への影響が最小限となるよう配慮する。

現状変更の程度	保存管理等に必要な方法	対象行為	基準
		3) 横断管渠や埋設されている電線等の改修	・横断管渠や埋設されている電線等とは、既存のもので掘削が「埋設の際に掘削された範囲」を超えないものに限る。 ・名勝への影響が最小限となるよう配慮する。
		4) 木竹等の伐根・伐採。(Ⅱ、Ⅲゾーンに限る)	・名勝への影響が最小限となる範囲で行う。
	活用整備	1) 名勝の管理に必要な施設の新設・撤去	・名勝の管理に必要な施設とは、柵や境界石、注意喚起のための表示板等とする。 ・必要性を明らかにし、名勝への影響が最小限となるよう配慮する。 ・周辺景観等との調和を図った形態・素材・色彩とする。
		2) 名勝の活用に必要な施設の新設・撤去	・名勝の活用に必要な施設とは、説明板や案内板、ベンチ等とする。 ・必要性を明らかにし、名勝への影響が最小限となるよう配慮する。 ・周辺景観等との調和を図った形態・素材・色彩とする。
		3) 樹木や草花等の補植。	・原則として現状の樹種、品種以外は用いない。
		4) Ⅱ、Ⅲゾーンの新たな樹木や草花等の植栽	・必要性を明らかにし、名勝への影響が最小限となるよう配慮する。 ・地元要望にも配慮するが、自然環境や景観等との調和を図った在来種を基本とする。原則として、外来種や園芸品種の植栽は認めない。

5. 周辺環境の保全

名勝を適切に保存していくためには、名勝指定地内に加えて、指定地外で名勝に影響を与える要因へ配慮することや、名勝指定地外で残されている錦帯橋に係わる歴史的価値のある遺構を保全することが重要であり、今後、土地所有者や管理者等の関係機関に働きかける必要がある。

ここでは、周辺環境の保全の方向性について整理する。

(1) 名勝との景観的調和

- ・名勝指定地における景観を良好に保つために、指定範囲外と名勝との景観の調和を図ることが望まれる。
- ・特に、名勝における典型景観ともいえる城山の緑を背景とした錦川の流れと錦帯橋が織りなす景観が、将来にわたって保全されることが望まれる。
- ・このため、錦川の水環境保全に努めるとともに、吉川氏封入以来 400 年余りの伐採禁止措置等により保全されてきた城山の緑の保護・育生の継続が望まれる。
- ・また、現在名勝の背景としての存在感を有する岩国城は、本来の位置や意匠で再現されたものではないため、将来的な取扱いの方向性を検討することが望まれる。
- ・周辺の街なみについては、錦帯橋上からの眺望への配慮が望まれる。
- ・このため、第1種風致地区や景観形成地区に指定された横山地区については、既存の良好な街なみの保全・形成を今後も積極的に推進することによって、名勝の価値をより高めることを検討する。
- ・錦見地区については、住民等の理解と協力のもと、伝統的建造物群保存地区の指定や必要に応じて新に景観に係る法規制や制度等の活用を図ることを検討することが望まれる。

(2) 周辺地域における歴史的価値のある遺構の適切な管理

- ・周辺地域で、錦帯橋に関連する歴史的価値のある遺構等（吉香神社、旧目加田家住宅等）の管理（保存管理計画の策定等）も重要である。

(3) 指定地外の植生

- ・名勝指定地外に隣接して生育する樹木の枝葉や樹根が範囲内に伸張り、名勝に影響を及ぼさないよう、配慮することが望まれる。
- ・名勝指定地に隣接した土地に植栽されることが考えられ、名勝に影響を及ぼさないよう配慮することが望まれる。
- ・名勝周辺での植栽は、名勝との調和を図ることが望まれる。

(4) 錦川の水環境の保全

- ・錦川の清澄な流れは、名勝の景観を構成する重要な要素であるとともに、鵜飼や水遊び等の利用上も重要なものである。そのため、上流域の住民等や関係機関との連携・協力による環境基準の維持・達成や流量の保全が求められる。

(5) 名勝指定地の拡大

- ・名勝指定地の景観保全等を強く意識した景観形成や環境整備がなされた範囲については、将来的に名勝指定地への編入を視野に入れた検討を、関係機関と協議することが望まれる。

第5章 整備活用

1. 整備活用の基本方針

名勝錦帯橋を後世にわたって適切に保存・伝承していくためには、名勝としての価値と保存の必要性が正しく理解されるよう、岩国市関係部署・山口県関係部局、地元関係団体等関係機関相互の密接な協力のもと、適切な整備活用を図ることが重要である。

そこで、整備活用に関する基本方針を次のとおり設定する。

i. 名勝の積極的な公開・活用の推進

名勝錦帯橋の歴史的価値とその保存や現在の役割への理解をより一層深めるため、名勝の保存と調和した積極的な公開・活用に推進する。なお、錦帯橋は、岩国市のみならず山口県を代表する観光資源であることから、利用者の集中に伴い名勝としての価値や安全性の低下が生じないように十分に配慮する（必要に応じた入場制限の実施等）。

ii. 来訪者の便益等に資する活用整備の推進

多くの来訪者を受け入れ、安全で快適に名勝とふれあい、その価値を理解できるように、基盤となる便益施設や管理施設等の活用整備を行う。

iii. 地域と連携した普及・啓発と活用の推進

名勝の適切な活用のため、地元の関係機関等と連携し、効果的な情報発信や周辺の既存施設・資源の活用等による多面的な活用の促進、多様な普及・啓発活動を推進する。

2. 整備活用の方法

効果的な整備活用の方法としては、次のような事項が想定される。

(1) 名勝の積極的な公開・活用の推進

① ビジターセンター等の設置

錦帯橋の歴史やその特徴的な構造、架橋・伝承技術等を学んだり、錦帯橋関連資料の閲覧、催事案内等、様々な情報を提供するビジターセンター等の設置を検討する。また、市庁舎等にも名勝関連の情報公開スペース等の設置を検討する。

② 解説板の設置

錦帯橋の歴史的価値やその架橋の背景や名勝指定地内の各施設等についての的確な情報を提供するための解説板等を、名勝指定地内適所はもとより、市庁舎等も含め、適切な数と場所に配慮し設置する。

(2) 来訪者の便益等に資する活用整備の推進

① 老朽便益施設の更新

来訪者が快適に過ごすことができるための基盤として、老朽化した便所やベンチ等の便益施設の更新を、名勝にふさわしいデザインを考慮しながら行う。

② 柵等管理施設のデザインの統一

現在、設置場所によって異なる柵や手すり等を、名勝にふさわしい（調和した）デザインで統一するため、デザインマニュアル等を作成することを検討する。

③ 境界標柱の設置

現在、左岸下流部のみに設置されている名勝指定地境界標柱を、上流左右岸、下流右岸側の境界部に設置する。

(3) 地域と連携した普及・啓発と活用の推進

①名勝錦帯橋に関連する情報の収集と公開

既存施設（岩国徴古館等）において、錦帯橋に関する文献等各種情報の収集・整理を継続・促進するとともに、積極的に公開する。

②イベントの開催

錦帯橋まつりをはじめとする、既存のイベントを継続するとともに、岩国伝統建築協同組合等と連携した架橋技術展示・体験会や、関連する文化財と一体となった探勝会等の新規イベントを企画・開催することを検討する。

③シンポジウム等の開催

国内外の歴史的な橋梁を有する地域との連携（例「(仮称)歴史的橋梁フォーラム」等）を図り、シンポジウム等の定期的な開催を検討する。

④フィールドミュージアムとしての整備・活用

吉香神社や目加田家住宅等の錦帯橋と関わりの深い関連文化財や吉香公園等を活用し、錦帯橋を中心としたフィールドミュージアムとしての整備・活用を検討する。

第6章 管理・運営及び体制整備

1. 管理・運営及び体制整備の基本方針

名勝指定地は、河川地域であるとともに山口県条例に基づく風致地区に指定されるなど、保存管理等には、管理団体である岩国市や山口県関連部局と市民が関わることとなる。

そこで、管理・運営及び体制整備に関する基本方針を次のとおり設定する。

i. 行政内部における体制強化

名勝錦帯橋の現行の保存管理は岩国市観光課が主体となっており、当面は、観光課が中心となり教育委員会文化財保護課や都市計画課等と連携しながら保存管理を進めることとなる。しかしながら、名勝錦帯橋の保存管理にかかわる行政機関は、管理団体である岩国市のみならず、文化庁や山口県河川課等の各関連部局があげられる。したがって、こうした関係機関が保存管理に関する共通認識を共有し、迅速に情報交換・情報共有等を行う機会を確保することができるよう、体制の強化につとめる。

ii. 市民や事業者等と行政との協働とその仕組みづくり

名勝錦帯橋の保存管理にあたっては、日常的に錦帯橋を見守り続けている市民や、その観光資源としての価値の恩恵を受ける事業者の理解と協力が不可欠である。特に、20年ごとの架け替えには、岩国伝統建築協同組合をはじめ、地元の優秀な技術者達との連携が欠かせない。このため、適切な保存管理のための市民や事業者等と意見交換の機会や協働のための仕組みづくりを検討する。

2. 体制整備のあり方

(1) 段階的な取り組みの実施

本計画に基づく保存管理を行うにあたっては、段階的な取り組みの実施を図る。

①短期的な取り組み

関係機関が適切な役割分担のもとに連携していく体制を強化するとともに、市民や事業者の参加機会の増大を図り、将来的な市民・事業者・行政の3者による協働のあり方を検討する。

②中・長期的な取り組み

市民・事業者・行政の役割を明らかにした上で、特に、一般の市民や来訪者が積極的に協働して、名勝を守り、その価値を高め、持続的に継承していくことができる仕組みを構築する。

(2) 当面の取り組み

名勝錦帯橋の管理・運営は、名勝を構成する要素ごとに、山口県や岩国市の所管部署が行っている（「第2章 2. 管理主体」参照）。また、名勝指定地に隣接する区域においても、地元関係者等の努力により、良好な管理が実施されてきた。

しかしながら、例えば、河川敷のイベント時使用について、河川占用許可権限者である山口県河川部局と現状変更許可権限者である岩国市教育委員会との間で、手続き上の連携や情報共有等に不十分な現状があることから、当面は保存管理の基本方針と方法を関係機関に徹底することに主眼を置きつつ、定期的に連絡調整会議等を開催するなど、管理に係る行政機関の連携強化を図る。

附属資料

1. 錦帯橋（第3橋）からの眺望写真
2. 錦帯橋普請関係詳細年表
3. 錦帯橋の変遷
4. 江戸時代に描かれた絵図
5. 平成の架け替え竣工図
6. 錦帯橋の今後の架け替えの方針
7. 文化財保護法等に関する規定
8. 参考文献・資料

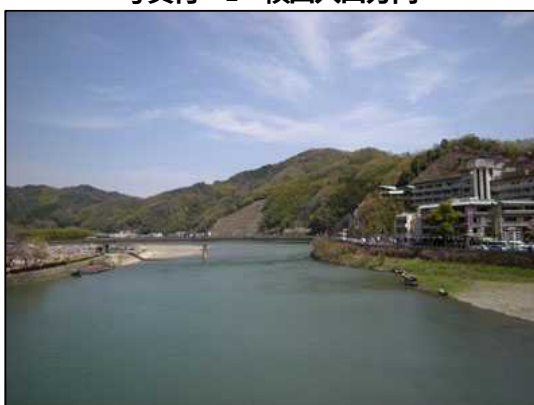
1. 錦帯橋（第3橋）からの眺望写真



写真付-1 横山入口方向



写真付-2 うかい広場と城山



写真付-3 錦城橋方向



写真付-4 バス乗場方向



写真付-5 錦見入口方向



写真付-6 錦見の町並みと観光客駐車場



写真付-7 下流方向



写真付-8 右岸下流のサクラの並木

2. 錦帯橋普請関係詳細年表

年号	西暦	工 事 内 容					着工日		竣工日		期間 (日)	記 事	備 考	資 料
		第1橋	第2橋	第3橋	第4橋	第5橋	月	日	月	日				
延宝 元	1673	○	○	○	○	○	6	28	9	30	93			a.e.i.k.l
2	1674	○	○	○	○	○	6	1	10	25	145	5月28日「洪水(中略)はね橋三つ共落、左右之柱橋は残る」		a.e.i.k.l
4	1676											「大橋下手へ敷石被仰付候」	河床敷石工事	e
5	1677											「橋下捨石被仰付」	河床捨石工事	e
天和 3	1683		○	○	○		7	17	10	1	75	天和2年「大橋馬のくら木・助木出来(考案か)」		e.k.l
貞享 2	1685											12月10日「巳刻大地震、大橋台少々しむ」		e
元禄 6	1693		●	●	●									f.l
7	1694	○				○								f.l
12	1699		○	○	○		6	28	8	28	61			e.k.l
16	1703	○				○	7	4				7月19日「横山地新橋之柱七本流」		a.e.f.l
宝永 4	1707		●	●	●									f.l
正徳 元	1711	●				●								l
4	1714		○	○	○		9	26	11	28	63			a.e.f.k.l
享保 7	1722	●				●	2	10	3	1	22	6年11月2日柱橋橋板の刳目覆い(延金)を反橋に倣い新設		e.f.k.l
10	1725		●	●	●		12	12	2	8	57	eでは「懸替」		a.e.l
元文 2	1737	○				○	11	2	閏11	4	33	享保20年7月17日「洪水、橋之土台石、壱つ半残る」		a.e.k.l
5	1740				○		10	16	12	20	65			a.l
寛保 元	1741		○	○			7	2	8	25	54			a.e.l
延享 元	1744	○					8	28	9	21	24	8月10日「錦見地柱橋落」		a.e.k.l
宝暦 6	1756					○	11	26	閏11	26	31	11月11日「横山地之柱橋大損」		a.e.l
10	1760				○		2	23	4	28	66			a.e.k.l
13	1763	○					10	24	12	3	40			a.e.l
明和 元	1764		○				2	5	3	10	66			a.l
2	1765			○			閏12	5	2	4	60			a.l
6	1769					●	1	16	2	17	32	資料aに「橋大工道(足場)とあり、架替か。」		a.k.l
安永 7	1778	○	△		○		1	15	2	27	43	7月11日「乗越の土手切」 閏7月3日「錦見地柱橋之石垣築立候」		a.e.k.l
8	1779		○				12	20	2	12	53			a.k.l
9	1780			△			8	26	9	15	20			a
天明 2	1782			○			11	1	12	17	47			a.k.l
3	1783					●								a
8	1788					△								a.e.k.l
寛政 8	1796				○		9	30	12	20	81	11月29日「大橋懸け道(足場)落候」(a)「初て上げ高欄になる」		a.e.k.l
享和 元	1801		○				11	15	12	—		古図面には「戊」(享和2年)と記載		e.k.l
文化 3	1806			○			—		12	23				a.e.k.l
8	1811				○	○	閏2	21	4	8	48			a.l
文政 9	1826			○			10	17	1	25	99			a.e.k.l
10	1827	●	○				10	27	2	28	92			a.e.k.l
11	1828			○			10	21	12	19	59			l
天保 元	1830	△	(橋は特定できず)				2	11	2	12	2	「大橋繕ひ」		e
8	1837	△	(橋は特定できず)									「敷板その外繕ひ」		(a).l
9	1838					△							横山側柱橋の改修	(b).l
10	1839					●	8	8						l
12	1841	○	●				1	26	2	12	47			a.k.l
弘化 2	1845				○		11	7	12	18	42			b.k.l
嘉永 元	1848			○		●	10	16	12	18	63			b.k.l
6	1853	△	●				12	18	2	13	56	「錦見地柱橋大損、大柱六本建替、行桁式本、なます木忽仕替」		b.e.l
安政 5	1858				○		11	20	2	2	73			b.e.l
6	1859		○			●	10	15	12	20	66			c.e.l
文久 元	1861			△			9	16	—					d
明治 元	1868			○										b.k
3	1870		●		△									b
4	1871				○									k
17	1884	●	●	●	●	●	2	27	4	5	39			g
22	1889											「中反と其次錦見の方反り傾く甚し」		
24	1891	△	△	△	△	△			3	28				
28	1895			○					12	23				
30	1897	△	○						6	3				h
31	1898				○	○	12	—	2	1				h
43	1910	●				●			2	7				
大正 4	1915					●								m
8	1919	●	●	●	●	●							擬宝珠高欄に変更	l
11	1922												名勝に指定	
昭和 4	1929				○	○								l
9	1934	○	○	○										l
25	1950											9月14日 キジア台風により反橋流失		

年号	西暦	工 事 内 容					着工日		竣工日		期間 (日)	記 事	備 考	資 料
		第1橋	第2橋	第3橋	第4橋	第5橋	月	日	月	日				
昭和 27	1952	○	○	○	○	○			12	6		昭和26年2月22日 起工	橋台・橋脚の位置・構造等変更	l
43	1968	●					2	8	2	28	21	橋板・高欄全数取替、橋杭4本根継、平均木取替4本ほか		n
44	1969		●	●	●	●	1	14	3	5	51	橋板・高欄取替、第2・3橋後梁補強、橋杭3本根継ほか		n
54	1979	△				△	11	1	12	10	40	第1・5橋橋杭根継各2本。		n
60	1985	△					1	26	3	25	59	第1橋橋杭根継3本、そのほかは小修理・保全工事		n
平成 4	1993	△		△	△		12	25	3	5	71	第3・4橋鼻梁・補助削補修、第1橋橋杭根継1本他		n
〃	〃					△	6	1	7	21	51	橋杭根継計6本ほか		n
5	1994	△				△	6	3	7	30	58	橋杭根継第1橋4本・第5橋3本ほか		n
7	1996	△	△	△	△	△	1	4	3	20	77	第5橋橋杭根継2本、全橋橋板補修ほか		n
14	2003			○										
15	2004				○	○								
16	2005	○	○											

凡例 ○架替 ●板敷替 △修理

a=『御用所日記』 b=『算用所日帳』 c=『御納戸日記』 d=『文久元年 日帳』 e=『岩邑年代記』 f=『年代記』 g=『岩邑歳記』
h=『吉川家日簿』 i=『吉川家譜』 j=『藤田日記』 k=『岩国沿革志』 l=『岩国市史』 m=『錦帯橋史』 n=岩国市観光課資料

注1: 期間は一ヶ月＝30日として計算した。

注2: 工事内容の網掛けは古図面が残存する工事。

注3: 日付の斜体文字は渡橋差し止め及び開始日。

注4: 期間の網掛けは工期内に閏月がある工事。

注5: 昭和43年以降は、上記以外にも小修理・保全工事等を行っている。

注6: 資料欄の ○ は資料未確認のもの。

3. 錦帯橋の変遷



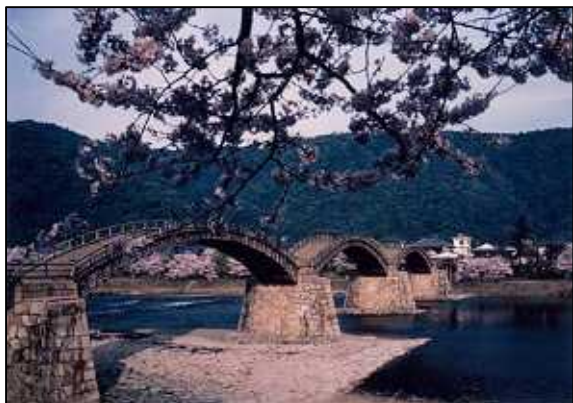
写真付-9 明治末～大正初期頃の写真
(大正8年以前)



写真付-10 昭和20年代(キジア台風以前)
の写真(名勝指定時と同様の形態)



写真付-11 キジア台風以前(大正8年以降)の写真
(名勝指定時と同様の形態)

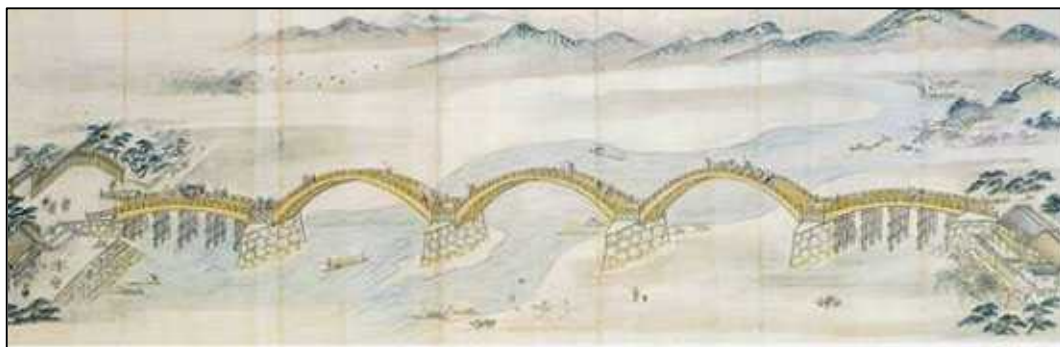


写真付-12 昭和後期の写真



写真付-13 平成架替後(平成20年)の写真

4. 江戸時代に描かれた絵図



付図-1 錦帯橋図 (伝・三戸養因常憲筆) : 宝暦 11 年 (1761)



付図-2 錦帯橋図 (伝・渡辺永喜筆)
: 文化 4 年 (1807)



付図-3 六十余州名所図会・周防岩国錦帯橋
(安藤広重筆) : 嘉永 6 年 (1853)

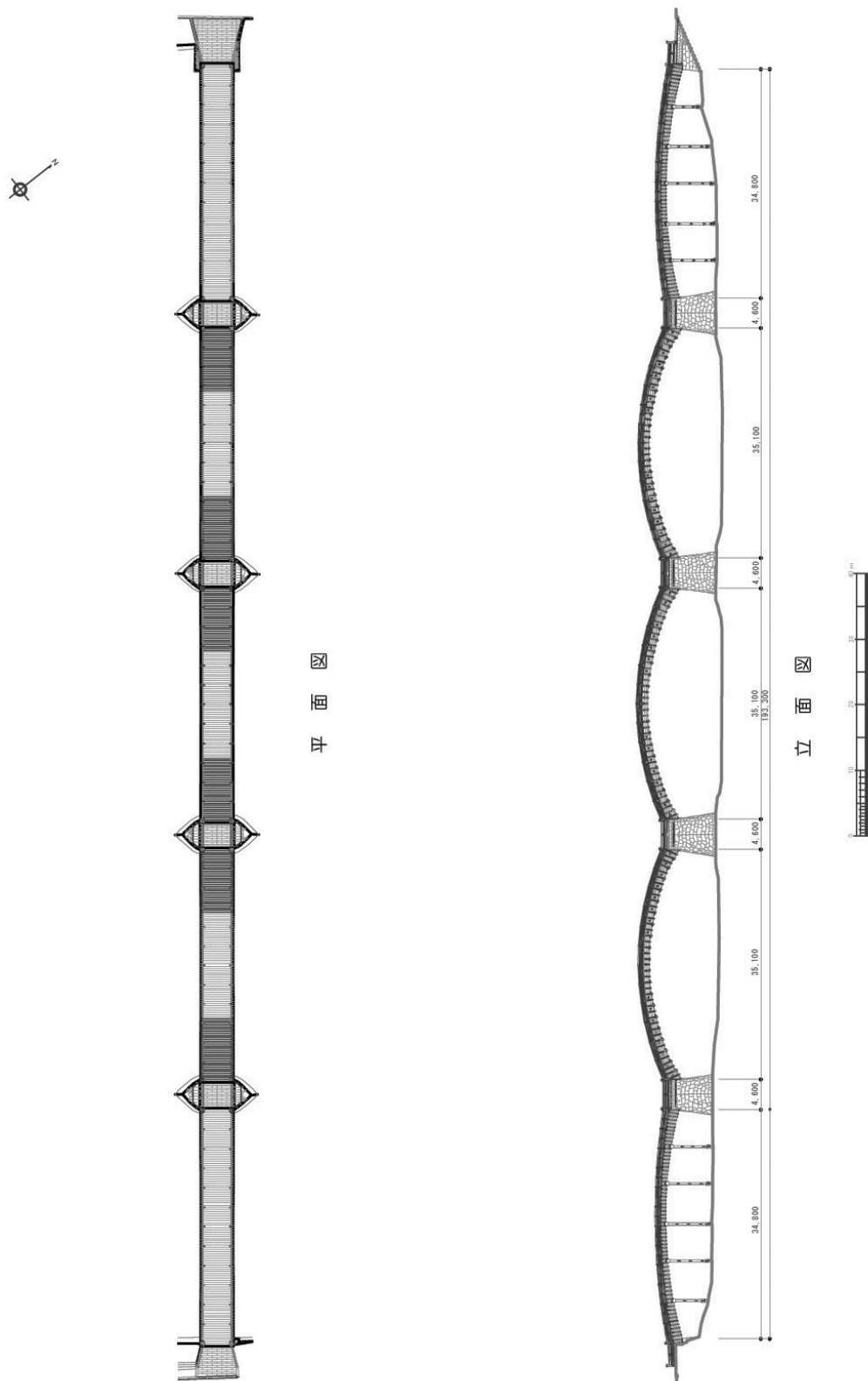


付図-4 錦帯橋四季図・秋景図 (作者不詳)
: 江戸後期



付図-5 錦帯橋四季図・冬景図 (作者不詳)
: 江戸後期

5. 平成の架け替え竣工図



6. 錦帯橋の今後の架け替え方針

(1) 架け替えの基本工程

- 工事期間：平成の架け替えと同様3年間する。
- 初年度：第3橋の架け替え
 - ・架け替えに用いる化粧材の高欄や橋板（いずれもヒノキ）、構造部材の橋桁（アカマツ、ケヤキ）は全て新材を用い、解体した構造部材は微調整や腐朽調査・防腐処理を行い、解体した高欄や橋板とともに1年間保管する。
- 2年目：第4橋の架け替え、第5橋の高欄、橋板のみの取り替え
 - ・高欄、橋板は全て新材を用い、第4橋に使用する構造部材は、前年度に解体・保管した第3橋の構造部材を再利用する。
 - ・解体した第4橋の構造部材は前年度と同様保管する。
- 3年目：第2橋の架け替え、第1橋の高欄、橋板のみの取り替え
 - ・高欄、橋板は全て新材を用い、第2橋に使用する構造部材は、前年度に解体・保管した第4橋の構造部材を再利用する。

(2) 用材の確保

架け替えに用いる用材については、現在、倉谷山（6ha：ヒノキ、アカマツ）と高照寺山（10ha：ケヤキ）の2箇所に「錦帯橋用材備蓄林」を設け、育成を行っているが、新材として利用が可能になる大きさに生育するまではまだ時間がかかる（ヒノキ材は200年生から300年生が必要等）。

このため、当面は平成の架け替え時に調達した国内産地から用材を調達することを基本に、備蓄林管理の際に発生する間伐材等を利用可能な部位に用いることを検討する。

また、現在の備蓄林の規模では、架け替え用材全てを賄うことは不可能であるので、今後、適宜備蓄林の拡張を進めていく。

(3) 技術者の育成

名勝錦帯橋の中核資産である錦帯橋は、上述したように今後、20年に1度のサイクルで架け替えを行い、架橋技術や維持管理技術の継承を図ることとしている。しかしながら、この間における技術の再確認や、新たな技術者の育成が重要となる。

このため、「岩国伝統建築協同組合」と協働のもと、平成の架け替えで蓄積したノウハウを生かした勉強会の開催等を通じて、より専門的な技術者集団の育成を進めていく。

なお、備蓄林管理の際に発生する間伐材は、技術者の育成を図るための技術習得（加工や仮組の実習等）の材料にも用いる。

7. 文化財保護法等に関する規定

(1) 文化財保護法第 125 条 (抜粋)

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

- 第 125 条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
 - 3 第 1 項の規定による許可を与える場合には、第 43 条第 3 項の規定を、第 1 項の規定による許可を受けた者には、同条第 4 項の規定を準用する。
 - 4 第 1 項の規定による処分には、第 111 条第 1 項の規定を準用する。
 - 5 第 1 項の許可を受けることができなかったことにより、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 6 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。
 - 7 第 1 項の規定による許可を受けず、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保有に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(2) 文化財保護法施行令第 5 条第 4 項 (抜粋)

第 5 条第 4 項 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会（第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更などを行う動物園又は水族館が市の区域内に属する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

- 一 次に掲げる現状変更等（イからヘまでに掲げるものにあっては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第 125 条の規定による許可及びその取り消し並びに停止命令
 - イ 小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が 120 m²以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で三月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除去
 - ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除去（増築、改築又は除去にあっては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であって、指定に係る地域の面積が 150 ha 以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域におけるもの
 - ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除去（改修又は除去にあっては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除去
- ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
- ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信器の装着
- チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除去

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限り。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限り。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第 130 条（法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む）及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限り。）

（3）特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則

（昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号）

最終改正：平成 17 年 3 月 28 日文部科学省令第 11 号（一部抜粋）

（維持の措置の範囲）

第 4 条 法第 125 条第 1 項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の現状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の現状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第 5 条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第 168 条第 1 項第 1 号又は第 2 項の規定による同意を求めようとする場合には第 1 条及び第 2 条の規定を、法第 168 条第 1 項第 1 号又は第 2 項の規定による同意を受けた場合には第 3 条の規定を準用する。

2 法第 168 条第 3 項で準用する法第 125 条第 1 項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

（4）文化財保護法第 168 条（抜粋）

（重要文化財等についての国に関する特例）

第 168 条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
- 二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。
- 2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。
- 3 第 1 項第 1 号及び前項の場合には、第 43 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項並びに第 125 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項の規定を準用する。
- 4 文化庁長官は、第 1 項第 1 号又は第 2 項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

- 5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

(5) 文化財保護法第 33 条、同 127 条 (抜粋)

(滅失、き損等)

- 第 33 条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から 10 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(所有者による管理及び復旧)

- 第 119 条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 第 120 条 所有者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条第 3 項、第 33 条、並びに第 115 条第 1 項及び第 2 項（同条第 2 項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を（以下、中略）準用する。

(復旧の届出等)

- 第 127 条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第 125 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

8. 参考文献・資料

1. 横山区域街なみ環境整備方針調査報告書：平成 10 年 3 月：岩国市
2. 錦帯橋展：1998 年 4 月 5 日：岩国徴古館
3. 第五回木の建築フォーラム 岩国 現代に生きる伝統技術 錦帯橋架替工事のすべて：2004 年 1 月 24 日
：NPO 木の建築フォーラム 岩国
4. 岩国市の文化財：平成 16 年 3 月：岩国市教育委員会
5. 名勝錦帯橋架替事業報告書：平成 17 年 3 月：岩国市
6. 岩国城下町 岩国市岩国地区伝統的建造物群保存対策調査報告書：平成 17 年 3 月：岩国市教育委員会
7. 水質試験年報：平成 17 年度：岩国市水道局
8. 世界遺産暫定一覧表記載資産継続審議案件「錦帯橋と岩国の町割」検討状況報告書：平成 20 年 1 月
：山口県、岩国市
9. 世界遺産暫定一覧表記載資産再提案書「錦帯橋と岩国の町割」：平成 20 年 1 月：山口県、岩国市

名勝錦帯橋保存管理計画
平成 20 年（2008）3 月

計 画 策 定 名勝錦帯橋保存管理計画策定委員会

編集・発行 岩国市